

平成２２年第３回西郷村議会定例会

議事日程（４号）

平成２２年９月１７日（金曜日）午前１０時開議

- 日程第 1 議案第 53 号 西郷村道路線の認定について
- 日程第 2 議案第 54 号 西郷村道路線の廃止について
- 日程第 3 議案第 55 号 土地の取得について
- 日程第 4 議案第 56 号 平成 21 年度西郷村歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 57 号 平成 21 年度西郷村公営企業歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 58 号 平成 22 年度西郷村一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 議案第 59 号 平成 22 年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 60 号 平成 22 年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 61 号 平成 22 年度西郷村介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 報告第 4 号 平成 21 年度西郷村財政健全化判断比率の報告について
- 日程第 11 報告第 5 号 平成 21 年度西郷村公営企業資金不足比率の報告について
- 追加日程第 1 議案第 62 号 西郷村教育委員会委員の任命について
- 日程第 12 請願・陳情に対する委員長報告

◇産業建設常任委員会

- 陳情第 3 号 羽太グリーンタウン造成工事に伴う残土排出物処分による原状回復工事の陳情書
- 請願第 5 号 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願
- 請願第 6 号 免税軽油制度の継続を求める請願
- 請願第 7 号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求める請願

◇文教厚生常任委員会

- 請願第 3 号 「複式学級解消、小規模学校における教職員の配置基準の改善を求める意見書提出」方の請願
- 請願第 4 号 「2011 年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書提出」方の請願
- 日程第 13 発議第 6 号 米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書の提出について
- 日程第 14 発議第 7 号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について
- 日程第 15 発議第 8 号 複式学級解消、小規模学校における教職員の配置基準の改善を求める意見書の提出について

- 日程第 1 6 発議第 9 号 2 0 1 1 年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める
意見書の提出について
- 日程第 1 7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 1 8 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 1 9 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 2 0 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 2 1 議員派遣の件
- 日程第 2 2 例月出納検査結果報告
- 日程第 2 3 閉会

・出席議員（１８名）

１番 佐藤厚潮君	２番 岩科弘純君	３番 南館かつえ君
４番 藤田節夫君	５番 金田裕二君	６番 仁平喜代治君
７番 秋山和男君	８番 徳田進君	９番 小林重夫君
１０番 白岩征治君	１１番 矢吹利夫君	１２番 上田秀人君
１３番 森健一君	１４番 後藤功君	１５番 大石雪雄君
１６番 室井清男君	１７番 鈴木宏始君	１８番 高木信嘉君

・欠席議員（なし）

・地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 佐藤正博君	副村長 大倉修君
教育長 加藤征男君	会計管理者兼 会計室長 真船和憲君
参事兼 総務課長 秋田勝雄君	税務課長 大平一美君
参事兼 住民生活課長 森下富夫君	福祉課長 君島喜弘君
健康推進課長 円谷文雄君	商工観光課長 渡辺文雄君
農政課長 金田勝義君	建設課長 高橋廣志君
企画調整課長 金田昭二君	参事兼 上下水道課長 近藤富美雄君
参事兼 学校教育課長 真船秀典君	生涯学習課長 須藤清一君
農業委員会 事務局長 皆川博三君	

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記 水野由次	庶務兼議事係長 藤田哲夫
主任主査 池田早苗	

◎開議の宣告

○議長（高木信嘉君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎追加日程の議決

○議長（高木信嘉君） ここで、議案１件が追加提案されました。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 異議なしと認めます。

◎休議の宣告

○議長（高木信嘉君） それでは、議案を配付しますので、暫時休憩いたします。

（午前１０時００分）

◎再開の宣告

○議長（高木信嘉君） 再開いたします。

（午前１０時０１分）

◎追加日程の上程（議案第６２号）

○議長（高木信嘉君） 配付漏れはありませんか。（なし）

それでは、追加提案されました議案１件につきましては、日程第１１の次に追加日程第１、議案第６２号とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第６２号を上程いたします。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（高木信嘉君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（高木信嘉君） 続いて、提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 本日追加提案いたします議案は、議案第６２号「西郷村教育委員会委員の任命について」の人事案件でございます。

現教育委員の菊地順雄氏は、平成１０年１０月から西郷村教育委員会委員を務められ、平成１５年１２月からは教区委員会委員長として教育行政の伸展にご尽力をいただいてまいりましたが、１０月１７日をもって任期満了となりますので、後任の委員として勝又千賀子氏を任命いたしたく議会の同意を求めるものであります。勝又千賀子氏は、昭和５６年に武蔵野美術短期大学を卒業し、現在、有限会社金田会計センター勤務をされておりますが、平成６年から熊倉小学校ＰＴＡ役員となり、平成１４年にはＰＴＡ会長、その後、平成１９年３月まで熊倉小学校ＰＴＡの顧問、評議員を務

められました。また、平成 6 年 4 月から西郷村総合美術展実行委員会の委員となり、平成 16 年 4 月からは委員長を務められております。更に、平成 19 年 4 月には西郷村公民館運営審議会委員に任命され、平成 21 年 4 月には委員長を務められております。これに伴い、西郷村の生涯学習推進本部委員、放課後子どもプラン運営委員会委員、図書選定委員、学校支援事業運営委員会委員などとしてもご尽力をいただいているところでございます。これらの豊富な経験から、既に西郷村の教育行政には多大なる貢献、実績を残されてきたところでもあり、温厚なその人柄からも信望も厚く、本村の教育行政の更なる進展にご尽力をいただけるものと確信しておりますので、西郷村教育委員会委員に任命いたしたく議会の同意を求めるものでございます。ご審議のうえ、ご同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（高木信嘉君） 提出議案に対する提案理由の説明が終わりました。

それでは、本日の日程に入ります。

◇

◇

◇

◎議案第 53 号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 日程第 1，議案第 53 号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 53 号「西郷村道路線の認定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高木信嘉君） 挙手全員であります。

よって、議案第 53 号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第 54 号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第 2，議案第 54 号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 54 号「西郷村道路線の廃止について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高木信嘉君） 挙手全員であります。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第55号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第3，議案第55号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第55号「土地の取得について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高木信嘉君） 挙手全員であります。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第56号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第4，議案第56号に対する質疑を許します。

13番森健一君。

○13番（森 健一君） 13番、議案第56号、平成21年度西郷村歳入歳出決算の認定について質疑いたします。

大変、経済的にも政財の方にも厳しい状況が続いている中で、この決算が出てきたわけですが、まず最初に、ちょっと村長にお聞きしたいと思います。たまたま今日の朝、新聞見ていましたら、21年度の決算の一覧表が出てまして、西郷村は実質公債比率が12%という記事が載っていました。そこで私はここ決算、予算する度にいろいろ言ってきたんですけれども、我が西郷村は法人税一本頼りの財政施策をやってきたので、不交付団体になったときに、このままでは非常に不安ですと、ですから、こういうときこそ大きな一手を打って西郷村の施策を作るべきだとずうっと提案してきました。けれども、それがなかなか実現なくて、実質的にこういう不景気になって初めてこういう数字が出てきてよく分かったと思います。そういった中で、この実質公債比率12%と数字が出たことに対して、村長のちょっとご意見を聞きたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 13番、質疑にお答えします。

今朝の新聞、46市町村下がったと。要するに、あれは分母、分子があります。今のご質問、ご質疑の趣旨は、一本槍だ、一本槍ではありません。もちろん歳入はいろんな方から取りますので、いただいておりますので、そういったことで全体が上がることを考えておりますが、ただ、意見はということですが、意見はということで、下

がばうれしいです。ただ、その裏に何を言うか逆に質問いたします。やっぱり景気が悪いので対応を考えろという前提で申されましたね。結局、最終的にはやっぱり身軽になることです。最初に分子、分母の関係というふうになりましたが、結局償還のお金を下げていくこと、これは望みであります。ただ、ゼロになればいいのかというと、これもまた矛盾があって、では起債という手を使わないのかということもありますので、そこら辺は考えながらやってきてもあれだろうと。全体的に46市町村が削減の方向にきたというのは、いろいろ努力している。我が西郷村もその中に入っているということでありますので、身軽になったこと自体はうれしいというふうに思っております。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） そういうことでありますので、村長にとっては、この21年度の決算の12%は自分としては良かったのかなという判断でよろしいんですかね、はい。あと、ほかの市町村の中にも大変財政が厳しい市町村もあったんですけど、かなり改善された市町村もあるんですよ、実はいうと。というのは、昨日も一般質問の中でも何人かの方が聞いて、国からいった施策、県からいった施策の中で、西郷村独自の施策というのがないから私は言っているのは、法人税にあまりにも頼りすぎたために世界状況によって大きく変わってしまうから、こういう結果になってしまうので、この決算について12%は村長はよかったという判断だったので、私はそのやり方ではちょっと不安だということですうっと提案していたんですけども、もっともっと西郷村だったら良い数字が出せたと思っております。

そこで、具体的に成果調書をちょっと見ていただきたいんですけども、1ページに②の中に、こういう状況の中でスクラップアンドビルドの原則を徹底しと、これ書いてあるんですけど、村長、この21年度の中で目玉となるものは何だったのか、もし分かれば教えてください。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） スクラップアンドビルド、原則を徹底しということを具体的に挙げろという話であります。個別は各課長からということになると思いますけれども、総論からいうと、スクラップアンドビルドですね、要するに事業の見直しというのは、制度の改廃にあるかどうか、あるいは新規事業を立ち上げるか、あるいは今までやってきたものを見直すかということを行革という一つの大きな目的に沿ってやります。ただ、ひとつ具体的に、では何を上げるかというふうになりますと、ビルドは今言われたとおり、質疑の中に公債比率の問題で一本槍はこういう結果になったということは実は分からなかった、何を言っているんだか。ということで、公債費が上がっていくことは、もちろん事業で起債をやることになります。逆に標準財政規模が下がった場合は上がっていきます。これは数字上のことでありますので。一番は税収が上がれば、言っていることはそのとおりで、景気悪ければ下がる可能性がありますね。一つは、それを下がった場合の一番ベースは今度は交付税で措置しますので、標準財政規模は一定になる可能性がある。ただ問題は、地方交付税が一定化という前提が、これ

崩れた場合は今度は分母が小さくなっていきますので、公債比率は下がります。よって、今度は分子の方を下げていこうという働きが動きますので、その際に、では投資的経費の投資マインドとして起債を活用した事業をどうするかということにも実はいくわけであります。スクラップアンドビルドは、事業においては毎年事業の採択をするときに、来年度の予算要求をいたします。一番大きな問題は、自動的にスクラップされる場合がある。なぜかといいますと、補助金制度が交付金制度に変えられまして、補助率と最低基準変わりましたね。一つは、交付金となりますと、今までの補助制度であった維持補修費、これも今回、中に入りましたので、これはビルドです。ところが、要求した部分の割り当てが下がったと、これはスクラップになる。これは、私たちが要求したのと意を合わせない部分で行われる部分の一つ。もう一つは、要望していますのは、今回産業廃棄物になるタイヤの問題ですね、ああいったものが採択されて新規雇用、緊急雇用になります。これは21年度の中には緊急雇用とか入っていますので、この考え方ですね、いろんなことをやってきました。更に22年度、来年度もまた続くだろうと。これがビルドだろうというふうに思っています。ただ、議員は、そこだけで済むのかどうか実は分かりません。各課のことを求められているのかどうかちょっと分かりませんので、私は、そういったことで、一番言われていることは分かります。要するに、公債比率を下げるといった意味と、それから身軽にしていく方向でやってもらいたいということだろうと理解いたしますと、そういうことで両方ありますので、両方ではありません。三つか四つの視点が今申し上げました。そういったことでやっていきたいと思っております。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） この成果調書に書いてあったものですから、当然スクラップアンドビルドの原則徹底しということがあったものですから、私も先日、各課の決算説明があったわけですけど、そこで各課に私全員聞きました。ほとんどの課がこういう結果になると私も想像はしていなかったんですけど、スクラップがほとんどなかったんです。ビルドは結構出ていた。あと、名前とか新規を変えるだけの内容だったので、私も正直言ってびっくりしました。これだけ、さっきも財政の話をちょっとさせてもらったんですけど、徹底しと言った割には、ほとんどがスクラップがなくてビルドがほとんどだったんで、どこに何を徹底したのかなという疑問があって、財政が厳しいということがありながらも、ただ名前を変えただけのあれはあったんですけども、その辺を村長、知っていたのかな、それとも、まさか自分でこれ出して、成果表も出したんだから、そういうつもりで当然知っていると思って出したと思うんですけども、そういうことでは決算やっていて、あれっとながつかないのかなと思っていて、村長、その辺はどうでした。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 書いてあることとやっていることが違うんじゃないかという話でございます。ただ、原則は同じくこの行政改革の大きな流れがあって、もちろん、それをしなければ新たな施策、もちろん、これから出てくる扶助費等に対する対応がで

きない、もう最初から分かっているわけであります。では、ここに各課のこととなりますと、議員お質しのとおり、なかなか目に見えていないという結果で誠に申し訳ありません。しかし、気分としては、それを持ちながら査定をする。あるいは実施にあたりまして、やっている計画と実績が合わない場合は決算として不用残を出す、これも一つのやり方であります。では、結果として冗長に流れた流れたものがあつたのかどうか、監査委員の目から見て、それは指摘されているはずというふうに思っています。更に議員からご覧になって、少しこれは整理してもいいのではないかとということがあつたならばやっぱりそれはお聞きして、そして整理をしていきたい。ただ、今度は、これを補助、あるいは、いろんなサポートをされている団体からしますと、なかなかそれを今度はその団体で整理していくこと自体の問題も抱えていますので、時間がかかったりする場合もございます。そういったことで、なかなかご不満とかあつて申し訳ありません。そういう気分でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） 決算は、もう終わっちゃったからというんじゃないくて、とても大事なんです。今まで本当に一生懸命やってこられて、各課も一生懸命汗をかき、血を出してやってきたと思います。その結果が数字として表れるものですから、やはりそれが事実なので、その事実をよく把握して、各課のことだから全体的にこうだったからじゃなくて、やっぱりきちっと村長が方向性示してやらないと各課でも困ると思います。

その中で、ちょっと具体的に入っていきますので。じゃ、決算書の97ページ、区分の13委託料の中で、備考の中に固定資産基礎資料作成調査業務委託料というのがあるんですけど、この内容をちょっと教えてください。

○議長（高木信嘉君） 税務課長。

○税務課長（大平一美君） 13番森議員の質疑にお答えいたします。

決算書97ページ、賦課徴収費の委託料、固定資産税基礎資料作成調査等業務委託料1,853万6,700円でございますが、これは固定資産の基礎資料となります航空写真の撮影を行ったものであります。固定資産税の課税客体の把握におきましては、職員による一筆一棟現地調査が理想でございますけれども、何万筆、1万棟以上もわたる確認調査は現実的に不可能であります。そのために、多くの自治体において課税資料の作成に航空写真が用いられているわけでございますけれども、航空写真は単純に事務の効率化を図るだけではなくて、課税の公平性といった客観的要素の担保、納税者に対する説明責任を果たすために必要なものと考えております。以上です。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） 航空写真のことで、私もこれ最初に平成16年にやったときにも、だいぶこれ質問したんですけれども、航空写真を撮るということは、現状がそれを把握して図面に起こして、というより調査をしまして、税に働くということは、それだけの準備とスタッフと一斉にやらないと、また1年、2年過ぎると動いてしまう

んですよ、家屋は。だからもしこの予算を使ってやるのであれば、そこまでのチームを組んでやったのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 税務課長。

○税務課長（大平一美君） 21年度に航空写真の撮影を終了しまして、21年度ですが、1月から地図情報ですか、そういったものは窓口とか、そういったものに使用を開始されております。現在のところは、その調査で発覚しました約4,800棟の家屋でございますが、現在照合等を行って課税に反映すべく対処しております。以上です。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） ということは、それなりの効果は出ているということでよろしいんですね。そうすると、平成16年度にもこれ実際やっているわけですけど、平成16年度の航空撮影は約520万円だったかな、今回は1,000万円近く、要するに倍かかっているんですけど、これはどういうことでしょうか。

○議長（高木信嘉君） 税務課長。

○税務課長（大平一美君） 平成16年度に比べまして21年度の撮影費用が多くかかったということは、面積の差もございまして、また使用する機材、それが変わりをまして、より鮮明な撮影となったためのデジタルエリアセンサーと申しますか、その機材を使用したため単価が上がっているということでございます。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） 多分この16年度と21年度の会社といいますか、これは同じ会社ですか、別会社ですか。

○議長（高木信嘉君） 税務課長。

○税務課長（大平一美君） 同じ会社でございます。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） といいますと、多分この撮影後のメンテナンスとか毎月の何らかの打ち合わせなり保障なりしていると思うんですけども、そういうことはありますか。

○議長（高木信嘉君） 税務課長。

○税務課長（大平一美君） 当然、地図を取りますと、今度はそれを管理して使えるようにしておかなくちゃならないものですから、そういったサーバー等の設置とか、そういったもので継続性があります。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） そうすると、この21年度の約撮影の1,000万円使っているわけですけども、その中にはそういう年間の維持費、管理費も含まれているんでしょうか。

○議長（高木信嘉君） 税務課長。

○税務課長（大平一美君） この費用には含まれておりません。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） どの課にもこれは言えるんですけど、どうしても最初その会社

を使ったりしますと、そのメンテナンスということで年間通して、またいろいろな機材が入ってくるということで、この会社を使ってしまったので、その会社しかメンテナンスできませんよということで、それで、ついまた同じ会社を使うということ、当たり前のように何の疑問もなく使ってしまうんですけど、そこに本当にこの価格というものが適正かどうかというのに、どんなやり方でやったのか、入札式なのか、それとも相見積もりでやったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 税務課長。

○税務課長（大平一美君） 予算措置をする段階で同業者、5社ほどですけれども、見積もりをいただきまして、それでいちばん安いところということで対応しました。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） いちばん最初に村長にも聞いたんですけど、スクラップアンドビルドの徹底ということでありましたら、こういう金額を本来ならば調査して、それが適正かどうかやって、前回もこの会社だし相見積もりだしということでやって本当に良かったかどうかというのは正直いって分からないんじゃないかと思うんです。だから本来ならば、こういうことがきちっと徹底して調査したうえで、この効果であったということをやるべきだと思うんですけど、今後はそういうふうにしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（高木信嘉君） 税務課長。

○税務課長（大平一美君） 今後は精査して、精査はしているんですけども、精査しまして対応していきたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） この件に関しては了解しました。

引き続きまして、また、私は3年に1ぺんぐらいこれ聞くようになってちゃって、また流用という項目がだいぶまた増えてきたんですよ。その質問をしたときは減るんですけど、その次の年からまた少しずつ増えていくんですよ。それで、全部聞くと大変な量になっちゃうんで、ちょっとピックアップして聞きたいんで、流用についてちょっと質疑したいと思います。

まず81ページ、備考欄でちょっと聞きますので、区分の13委託料の中に備考のちょうど真ん中ぐらいかな、使用料及び賃借料に流用と6万9,000円ありますよね、これを教えてください。あと、85ページ区分の14、すみません、11ですね、需用費の11の工事請負費39万9,000円のこの内容を教えてください。あとは、93ページの区分の15、これも需用費に流用して51万5,000円がありますけど、この内容を教えてください。それといっぱいあるんですけど、171ページの、ここにも区分の11に需用費の中の賃金等役務費がそれぞれ7万と3万9,000円がありますので、これも教えてください。あと268ページ、これも区分の19、これ介護の方だと思うんですけど、請負金、補助金、交付金流用42万円、あと、地域密着型介護サービス負担金及び交付金63万6,000円、お願いします、教えてください。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 13番森議員のご質疑にお答えいたします。

まず、最初に、81ページの委託料の中、使用料及び賃借料より流用の6万9,000円の件でございますが、これに関しましては財務会計の保守で4月1日から新たに使用するというので3月から導入しました。1か月分ということで、当初保守料は4月からということで見えてなかったんですが、3月からどうしても必要になるということで、22年の3月分の1か月分だけ、どうしても予想していなかった費用がかかるということで費目流用をしてございます。

続きまして、85ページの39万9,000円、工事費の関係でございますが、これに関しましては、建設課のエアコンの関係です。昨年やはり建設課については配置の条件といいますか、まず一つは、西日が非常にきついこと、あと、職員が14人いること、あと人数の割には狭いこと、あと、いろんな機器があつて非常に職員及び建設課に来られたお客さんに対して非常に暑くてどうしようもないということで、あと、職員の健康管理等を考えた場合に、やはり予定はなかったんですが、付けてやる必要があるだろうということで、需用費の中の修繕費を工事費に持って行って対応したということの費目流用でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高木信嘉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（真船秀典君） 森議員の質疑にお答えいたします。

171ページの11需用費であります。これは小学校費、学校管理費需用費であります。先に賃金の7万7,000円の流用であります。臨時運転手賃金が羽太小学校のスクールバスなんです。賃金不足のために流用させていただきました。同じく下の役務費の流用でございます。当初需用費でもってタイヤの入れ替えですね、これはスクールバスなんです。当初予算計上では需用費に計上しておりましたが、タイヤの入れ替えということで手数料に当たるということから、節の節替えをしたところであります。よろしくお願いいたします。

○議長（高木信嘉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（森下富夫君） 13番森議員のご質疑にお答えいたします。

93ページをご覧いただきたいと思います。工事費からの51万5,000円の流用ですが、防犯灯の修理が3月に業者からまとめて請求があつたため、予算不足により流用いたしました。カーブミラーの設置工事費から24万2,000円、街路灯設備工事費から27万3,000円、合計51万5,000円を修繕料として流用いたしました。以上です。

○議長（高木信嘉君） 健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） 特別会計の費目流用についてご説明申し上げます。

270ページ、268ページから270ページの42万の流用ですが、予防給付、介護予防サービス給付金3月分が増えたためでございます。また、268ページの方から63万6,000円を、また流用しておりますが、これも介護給付地域密着型介護サービス給付費が3月分が増えたためでございます。これらの給付サービスは、サ

ービス請求月分が2か月遅れで国保連から請求が来ております。毎年実績を見込んで予算計上し、かつ補正計上はしておりますが、それ以上に実績が上回っております。これは、サービスを受ける高齢者の方々が毎年増加しているためでありまして、実際の給付サービスはサービス利用者に左右されております、そういった点で今回流用いたしましたわけでございます。今後も検討してまいりたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） 今、何点かの管理者と代表というかピックアップされて聞いたわけですけど、本来、流用というのは基本的にやっちゃだめなものです。それが、どうしてもやらなくちゃならないものもあるし、緊急性もあるし、ただ、これがやっていいんだということになっちゃうと大変なことになるので、ちょっと内容的に気になったのが、今聞いてあったので何点かまた聞きたいと思います。

85ページの工事費のエアコンの話が出ていまして、建設課の方へ緊急で付けたということですね。昨日も私、一般質問していまして、エアコンの話がだいぶ、今年は当然暑かったので、そういう話も出たんだとは思いますが、学校、保育所、幼稚園、そういう方の方へは順番をもって随時やっていくという答弁でしたので、建設課に限ってどうしてこれ緊急性があったのか、ちょっとこれ建設課に答えてもらった方がいいのか、総務課の方がいいのか、そんなに緊急性があったのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 13番森議員のご質疑にお答えします。

エアコンの整備につきましては、先日エアコンの整備についての質問等がありました。その中で、順次これからはということで、学校とか保育園という話がありましたが、学校についてはこれから年次計画で当初から取らないと相当の金額になるということと、学校8校ありますので、そういうことを考えた場合には、すぐにはできないというような、たまたまご存じのとおり建設課の場合、風が通らない、隣の農政課の方よりおおむね2度ほど違ったわけでございます。あと、もう一つは、それが原因かどうかはちょっとはっきりしない部分がありますが、パソコンについてもちょっと異常が2台ほど起きたということで、非常に湿気と暑さにパソコンも弱いということもありまして、そういう先ほどの説明いたしましたものを含めて総合的に考えて、建設課の方を対応したということでございますので、ご理解のほどをよろしくお願い致します。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） 今の答弁だと、ものすごく納得するような雰囲気なんですけれども、私は納得しませんけれども。というのは、子どもさんが暑い中、必死で頑張っているんですよ。学校にも当然パソコンも、どこの課にもパソコンは全部あるんですけど、そういうことは事前に分かっていたと思うんですよね。どういう状況で、どういうパソコンは、どういう管理しなくちゃならないというのは。ただ、暑さが暑いがために緊急性があつてということじゃなくて、もし、そうのであれば当初予算なり補

正でやるべきではないかと思います。流用でやっちゃ絶対だめですよ、これ、今の話だと。それと随時計画的にやっていくということで学校なり各庁舎やっていくということなのに、言っているのにもかかわらず、一般質問そういう答弁しているにもかかわらず、なんで建設課だけが、しかも流用でやったというのは、どうも納得いかないんですけど、そんなに緊急性だったんですか。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 13番森議員のご質疑にお答えします。

建設課の方からも、状況をちょっと把握してくれということで、かなり暑かった。要するに先ほど申しましたとおり、非常に風が入りにくいこと、あと、どうしても人数が多いこと、機器の熱があることなどについて、ほかの課よりちょっと早く対応しなきゃいけないということで、その、ちょうど6月に議会があったわけですが、そこには、まだそんなに暑いというのが把握できなかった部分があります。次の9月の補正予算で本来取るべきなんです、そのときはちょっと遅いということで、今回その一番暑くなるときに対応して健康管理等を対応したということで、一応これについては建設課の方からも強い要望がありまして、総務課と建設課の方でいろいろ協議したうえ、予算については工事ではなくて需用費を工事費に持って行って、そして対応したということでございます。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） これ、項目内の移動は多少認められると思うんですけど、全く違うところからいろいろ持って来ちゃってあちこちやると、これをやっちゃうと、これから冬になって緊急性に雪降ったから、夏になるとまたこうだからと、いろんな理由があって緊急性、緊急性と各課でやったら、子どもたちは先において庁内の自分たちの職場だけどんどんやれる可能性が出てきちゃったら全くこれ逆ですよ。さっきも一番最初に言ったように、スクラップアンドビルドを徹底しと村長が言っているにもかかわらず、なんで各課はこういうことをやるのか。だから、村長が言っている方針と各課がやっていることは全然違うことをやっているんですよ。そういう決算を出して、流用で平気で出してくるという自体が分からないんだけど、今後は絶対こういうことをやっちゃいけないと思うんだけど、それを徹底してこういうことをやらないということで、方針をちょっときちっとしてもらいたいんです。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 費目流用につきましては、款項については議会の議決があるので絶対これは禁止されています。日節に関しても、節に関しては地方自治法は基本的には制限はございませんが、ただし、今すべてのやつを費目流用いたしますと奔放になってしまうということで、これについては制限がございます。また、制限がないとしても、節に関して費目流用をするということは、確かに議員おっしゃるとおり、本来の目的の費用に使われないということもありますので、これについてはこれからより慎んでいかなきゃいけないということで周知したいと思いますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） 総務課の件は、これでしっかりと実施してください。

次に、268ページの方の介護の方のことなんですけど、これもやっぱり2か月遅れで来るので、どうしてもこういう形になってしまうのかなということで、あとはやはり高齢化ということで、だんだん予測も難しくなっているのも事実だと思います。ただ、こういうことで、これはそれでいいんだと、だから流用使っていいんだということを毎年毎年やっていいのかどうか。その辺は私はやっちゃいけないと思うんですけど、なんかほかの方法とか対策は何か考えていらっしゃいますか。

○議長（高木信嘉君） 健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） 13番森議員の質疑にお答えいたします。

本来ですと、ある程度高齢者の見込みで計画を立てております。第4期計画、現在この計画で進めておりますが、次期の第5期計画に合わせまして、また高齢率とかというような人数調査を行いまして計画を立てていくわけなんですけど、現在、要支援認定者を対象とした新予防給付や新たなサービス累計として、地域密着型サービスが創設されております。したがって、第4期当初に計画した内容が今後も高齢化が進む度に、ある意味で事業の中身の見直しというのは出てくるわけなんですけど、それ以上に高齢者の介護給付を受ける方が進んでおりますので、これは当然またいろいろな面で介護の収入、支出の面でもいろいろな課題が出てきますので、その辺を踏まえて今ご指摘のありました内容については検討してまいりたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） 大体流用に関しては大体分かったんですけど、ただ、これは今聞かれた担当課だけでなく全員にこれは当てはまりますので、今回答弁しなかった担当課の方も1回見直して、流用をやっちゃいけないんですからね、やっちゃいけないことを平気でやっていること自体がもう反省しなくちゃなりません。それと、今言ったように、どうしても仕方なくそうになってしまうというのは確かにあるんです。だから、それは村長をチームとしてしっかりとこれは対策をしないとだめですね。これでいいんだではなくて、必ずこういうことをやっちゃいけないという前提の下で、しっかりとした、みんなに分かりやすいものをつくっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（高木信嘉君） ほかに質疑ありませんか。

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番、質疑をいたします。

議案第56号について、何点か質疑をしたいと思います。

まず、最初に、この決算の認定については、我々一人ひとり1冊ずつ預けられているその議員必携にも書いてございますけれども、私は、この村の基本施政の表れだというふうに理解をしております。今年度はこの予算や行財政の執行の中で生かされる、行財政運営の改善に役立てられるものだということ確信しまして質疑をしたいと思いますけれども、まず、決算資料並びに主要施策の成果調書ということで今回配付をい

ただいたわけでありますけれども、内容がかなり細部にわたって細かい説明されているというふうに理解をします。文字通りこの書類の表紙に決算資料並びに主要施策の
と書いてありますね。主要な部分だけでいいのではないかと考えますけれども、執行
部はどのようにお考えになりますか。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 上田議員のご質疑にお答えいたします。

主要施策の成果調書の件でございますが、これは多分数年前は、もうちょっと簡易
であったかと思うんですが、その後このように細かく、かつ説明できるような調書に
なってきたというふうに過去を見て思っております。ただ、おっしゃるとおり、私の
方も実はこの成果調書を作っているとき、総務課内でも主要施策という中で何ページ
でしたか、10何ページから160か170ページの間の説明について、確かに一部
がその決算書の細部の説明になっているような部分が見受けられたことは、私も同じ
く感じているところです。それで今後この主要施策ということで、これだけのたくさ
んの主要が議員さんも見られないということも考えられますので、主要施策について
はもう一度、来年に向けて新たな作り方を考えて、そして議員の皆様にご相談をしな
がら作っていく必要があるのではないかとというふうに考えておりますので、よろしく
お願いいたします。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま、総務課長の言葉の中で、議員が見られないというお
話でしたけれども、見ているはずなんです、皆さんね。ただ、今現実的に言われるの
は、ペーパーレスとか電子化という言葉が盛んに言われています。ただ、ペーパーと
して残す必要もある。しかしながら、我々は当初の中で予算を審議します。その後、
補正の中でも予算を審議しているわけですね。ですから、十分理解をしているはず
なんです。ただ、あまりにも事細かに書きすぎていて、これを多分中学生ぐらいに渡
せば、小学生の高学年になれば、渡せばほぼ内容を十分理解できるような内容になっ
ていますので、もうちょっと簡素化してもいいんじゃないかということを思って発言
をしております。その件に関しては、今後対応していただけるような答弁でしたので、
次に入りたいと思います。

この成果調書の4ページなんですけれども、4ページの下段の方に「一昨年10月
来の経済危機の影響が今年度になって村財政に大幅な歳入減という形で現れてきた。
それでも、歳出決算額は前年度同様の高水準を維持することができたが、不交付団体
から交付団体となる村財政の今後のあり方を大いに考えさせられる1年となった。」
というふうにありますけれども、この考えた結果というのは、どのような答えが出て
いますか。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） この表現につきましては、その行政サービス、財源が厳しく
なっても急に行政サービスの低下はできないだろうということで、例えば一例でいい
ますと、財政調整基金の積み立ての取り崩し、あと、公共施設整備事業債等の取り崩

しによって、できるだけ住民サービスの低下につながらないような対応をしたということです。ただし、今後ますます平成22年度から地方交付税制度等の変わるということになっておりますので、これからは、やはりある程度収入に応じた財政規模の確立と申しますか、そういうことに少しずつ切り替えていかないといけないんじゃないかというふうな考えの下、このような表現になっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今後、財政規模に応じた支出のあり方というご答弁でしたけれども、その前のページの3ページになりますかね、確かにその部分がありましたよね。「本財政の今後を占う意味で」、中段から下の方ですけれどもね、「意味でも、ここ2～3年の景気動向には十分注視していく必要がある」というふうに書かれているんですけども、この辺に関しては先程来13番の質疑にもございました。一昨日と昨日の一般質問の中でも景気に左右されないような、足腰の強い地場産業を育成していく必要があるんじゃないかというお話もございました。そのことを踏まえながら、また14ページの中段の方に戻ってきていただいて、「平成19年度歳出決算額に占める投資的経費の構成比は24.9%に及ぶものの、今年度は21.9%も決して低い比率ではない。投資的経費の決算額は、ある意味公共施設整備面での住民ニーズの対応の証としてとらえることができ、その金額の多寡は住民サービスを凶るバロメーターでもある。財政状況が許すのであれば、住民生活の安寧のため一定規模の決算額は今後とも維持したい経費である」というふうにありますよね。この言葉、この難しい言葉ですね、多寡とか安寧とか、この言葉を見ていると、現状でこのまま維持していこうという考えなのかなと取れるんですけど、いかがですか。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） これに関しても、確かに法人税で昨年度より21億円ほど減っている。そして、今年状況を見ますと、まだ10月になりませんと法人の中間がまだ出てこないわけですが、それらを考えながら、できるだけこういう社会情勢でありますので、一部公共事業債とか、あと積立金とか、あと財政調整基金をうまく使いながら、極端な投資的経費も落とせないではないのかということで、一番いいのは今年度ベースでやればいいんですけども、極端に落とさないで投資的経費についても安定的な方法を講じなきゃいけないと財政担当としては考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） かなり厳しい答弁なのかなと思って今聞いていましたけれども、またページちょっと戻っていただいて、1ページの④の中に投資的事業のうち、単独事業にかかるものは厳に抑制するものとしうんぬんと、いろいろ書いてありますよね。これは村単事業は厳に抑制していくというふうにとられますよね、言葉でいけば。補助に関する事業に関してはいろいろ取り組みをしていきたいと。この補助率の問題が今度絡んできますよね。そこにちょっと引っかかる部分があります。いわゆるこの文

章の中にあるように、住民からのニーズに応えるために補助率の高いものでも投資的
事業というのは今後進めていかれるのか、そのことをまずお示してください。

◎休議の宣告

○議長（高木信嘉君） これより午前１１時２０分まで休憩いたします。

（午前１１時００分）

◎再開の宣告

○議長（高木信嘉君） 再開いたします。

（午前１１時２０分）

○議長（高木信嘉君） 休憩前に引き続き議案第５６号に対する質疑を続行いたします。

１２番上田秀人君の質疑に対する答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） １２番上田議員のご質疑にお答えいたします。

１ページの④の内容でございますが、基本的に単独事業にも二つに考えております。
１つに関しましては、区長等から要望に伴う小規模工事、あと新たなそれ以外の単独
工事に関しましては、やっぱり小規模等の工事につきましては、各区長さん等から出
されたものをやっぱり重点的に考えなきゃいけないという考え方を持っております。
あと、そのほかの事業でございますが、できるだけ事業をやる場合には補助のあるも
のを選択して、そして、できるだけ投資的経費の村単事業の充当する金額を少なくし
ながらライフライン等の整備を行っていきたいという考え方の表現でございますので、
よろしくお願いいたします。

○議長（高木信嘉君） １２番上田秀人君。

○１２番（上田秀人君） ただいまの説明で納得をするところでございます。

この平成２１年度の成果調書から見る決算認定について、最後に一言だけ申し上げ
たいことございますけれども、これは、ある方が残された言葉ですけれども、ややを
いたしますと、現実的な生活の厳しさから、命あつての物種ではなく、物種あつての
命になってしまうように考えやすいことがあります。物が命より大事になってしまっ
たのでは、これは極めて危険なこと、恐ろしい考えだということを残された方がいま
す。これ、一昨日中し上げました沢内村の深沢晟雄村長が残された言葉なんです。こ
の命を、命の今の下りの中の命を村の命として物を投資的事業というふうに置き換え
をしていただいて、後年度の村の行財政、そして村政に反映させていただければとい
うふうにご考えまして、私の質疑を終わります。以上です。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） １２番上田議員のご質疑にお答えします。

今おっしゃられたことを十分念頭に置いて、行政というか予算等に反映できるよう
に努めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高木信嘉君） ほかに質疑ありませんか。

１５番大石雪雄君の質疑を許します。

○１５番（大石雪雄君） １５番、議案第５６号について質疑いたします。

２点ほどありますが、まず、１点目から質疑を始めたいと思います。歳入の件なん

ですが、寄附金として計上されておりまして、2,927万幾らかということで上がっておりますが、この寄附金の中にJ R Aの寄附が入っているかどうか、最初にお伺いしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 大石議員のご質疑にお答えします。

64ページの寄附金の内容だと思います。この中で、一般寄附金の中にJ R Aの寄附金が入っているのかということでございます。この中に2,611万円がJ R Aからの交付金として入ってございます。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 更に質疑いたします。

課長の答弁で、2,610万円なにがしということで答弁をいただきました。当初、J R Aが西郷村に進出してくる際には、3,000万ということでお話がありました。案ずるところによれば、馬券の売り上げが落ちていてこのような状態になっているのかなと思いますが、その辺のことに對して、総務課長の方で答弁できる範囲内で答弁お願いしたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 大石議員のご質疑にお答えします。

この交付金、要するに寄附金等入ってきますが、これについては、売り上げ等によって利益の配分というふうに伺っております。ということで、最近間違いなく売り上げが落ちているということで、金額が落ちる。なお、今年についても、よりもう少し落ちるんじゃないかというようなお話はいただいております。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 更に質疑いたします。

私が考えているとおりであって、総務課長が答弁するとおりだと理解しております。それでは、この2,610万円なにがしの寄附金の使い道なんです、環境整備でJ R Aから何キロ以内の環境整備としてひも付きの寄附金のような気がしておりますが、それでよろしいんでしょうか。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 大石議員のご質疑にお答えします。

一応、距離的には2キロ以内の範囲ということで、平成21年度につきましては、小田倉向原線の踏切の方の工事の村費用分の中に充当させていただいております。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 更に質疑いたします。

21年度分については、踏切のためにこの寄附金が利用されたと、大変好ましい使い道だと私は思っております。今年度の決算についてのお話であります、そのほかで使えるとすれば、今後どのような道筋にこのひも付き寄附金を使える見通しがあるのか、お伺いしたいと思います。今後についてですね。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 大石議員のご質疑にお答えします。

これからのことなんですが、とりあえず今年につきましては、現在 J R の方といういろいろお話をさせていただいています。その中で今年につきましては、搦目線の設計、あと駅前広場等について今後使用させていただきたいというような要望をしております。それが事業等に終了した後にもまた新たな事業が出た場合には、それに対応できるだけの対応をしていきたいというように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高木信嘉君） 15 番大石雪雄君。

○15 番（大石雪雄君） 更に質疑させていただきます。

搦目線、更には駅前広場ということで、ざっくばらんな私が議員じゃなくて一般の村民として考えたときに、この辺の対象に寄附金を使わなくても別な対象の国庫並びにいろいろな補助金に値する補助を獲得できるような形は取れないのかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 村の投資的事業、先ほどご説明いたしました投資的事業につきましては、補助率が現在 45 とか 50 とか非常に低いものでございます。ということになりますと、どうしても村の持ち出しが必要になります。その村の持ち出しをできるだけ少なくするために J R A からの交付金を充当して、できるだけ村の持ち出しを少なくしたい。それで、村の持ち出しを少なくした分について、できるだけいろいろな単独も含めて、どうしても必要な分について細かな事業をやっていかなければいけないのではないかという形で、そっちの方の相殺的な考え方でございますが、さっき言ったスクラップアンドビルドの方で少しでも前に進めればというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高木信嘉君） 15 番大石雪雄君。

○15 番（大石雪雄君） 更に質疑いたします。

大変総務課長も 1 年目の総務課長ということで、答弁も苦しみながら答弁しているのかなという形で拝見しております。この後に出る補正予算を見ても大変補助が減額になっていると。本来ですと 3 月で減額になるものが既に減額になっているということで、国からも県からの補助も大変苦しみがあるのかなと察しております。そういうふうに察してはいるんですが、もっとうまく活用ってないのかなというのがあるんですね、このひも付き補助金に対しては。というのは、行政区によっては、学校によっては、J R A から数十万円の補助をいただいて、その集会所に充てて、そして品物でいただいているというのが現状であります。ざっくばらんに腹の内を見せて言わせてもらえれば、こういうふうな補助はエアコンでも J R A から、その分買ってもらって、付けてもらっちゃった方がいいんでないのかなというのがざっくばらんの意見であります。J R A は、じゃ、なぜ寄附を出しているんだということ、やはり地域に迷惑をかけるからだ。地域に迷惑かかる恐れがあるからだということで、地域並びに学校に寄附を出しているようであります。ですから、いただけるものは有り難くて村民の福

社の向上につとまる、例えば搦目線に充てるのも一つだし、駅前広場に充てるのも一つですが、もうちょっとうまい方法を考えながら、別な補助があれば建設関係のやつは別な補助に充てた方がいいのかなと思うんですが、それを答弁しろという私の方が無理なんで、そのようなことを念頭に置きながら来年度の予算には考慮していただきたいということで、この質疑は終わりたいと思います。答弁は要りません。

次にですが、先ほど大変失礼しました。ページ数言わないで突然質疑したことをお許しください。91ページの市町村生活交通対策事業運行費補助金ということで、2,920万なにがしの予算が計上され、更に地方バス路線維持対策事業費補助金として115万4,574円ということで計上になっております。皆さんご存じのように、従来の福島交通に対する補助金だと私も自覚しております。そんな中で、この補助金に対しては村の方に金額に相当した定期券が来ていると思うんですが、その定期券を現在も買う形でこういう補助金を出しているのかどうか、第1点目でお伺いしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金田昭二君） 15番大石議員のご質疑にお答えします。

補助金のうち市町村生活交通対策事業運行費補助金につきましては、村内及び白河市までを結んでおります路線バスの運行に対する補助金でございます。これに対しては運行費用に対してその収入があった分を差し引いた残りの額を西郷村と白河市が負担しております。それで、地方バス路線維持対策事業費補助金につきましては、白河石川線の路線を運行するための補助金でございます。これについては、その路線を運行する路線の対象市町村が5人以上乗車しないと国の補助金が受けられないものですから、それに達するまでの定期購入補助を負担しております。以上です。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 課長の方から、今定期購入をしている金額だということで理解いたしました。長い間、私も議員を経験させていただいて、その定期券購入の件について、いささか論議されたことがあるんですね。結局、定期券を購入しても村サイドで、それを把握しているだけで村民に全然還元されないと。村民は、その定期券的なものをもらえるわけでもなんでもない。ただただ村で把握している、形状の出資かということで大変論議したことがあります。ですから、その定期券をなんとか何十歳以上の方に、ここでいう少子高齢化で大変高齢化した方々は報われない世の中になっていると思うんですね。そういう報われない世の中のこの世をつくってくれた先人たちに配布できるような方法は取れないかどうか、その辺に対して再度質疑したいと思います。

○議長（高木信嘉君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金田昭二君） 大石議員のご質疑にお答えします。

現在、村では高齢者等に対する助成は行っておりません。しかし、白河市の方では、市内の循環バス及び大信村の一部の利用に対して助成をしておりますので、ちょっと、その概要をお知らせしたいと思います。白河市においては、平成21年の4月から市

内の循環バスを利用する場合には、1回乗車するごとに大人200円、子ども100円、乳幼児が無料ということで循環バスを運行しております。このバスは、1日の回数等はちょっと把握してないんです。7回程度ということでは聞いていたんですが、それで、そのバスを利用する場合に、平成21年から利用率の向上も含めまして、市内に住所を有する70歳以上の方、それから身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者福祉手帳等を持っている方については無料ということで行っております。ただ、白河市でも、ほかの生活路線バスについては対象としておりません。というのは、ほかの市町村との関係もございますので、あくまでも白河市が単独で運行している路線のみということで対象にしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 質疑いたします。

私が聞こうかなと思った、最終的に詰めで聞こうかなと思ったものが先に出てきちゃったので、質疑を今度は途中をやめて、そっちの方に入るしかないかなという感じをしています。私が言いたかった一つとしては、補助金の中に定期券を購入しているんだということで、その定期券は村の方で年度ごとに何枚も来る定期券じゃなくて、見たことないからどんな定期券で来るのか分かんないんですけども、どんな定期券で来るのか、まず聞いておくかなと思います。

あと、もう1点は、今課長の方から答弁あった70歳以上、更に身障者等々が無料で市内を走っているバスについては無料化だということでもありますけれども、西郷村でそれを取り入れるとしたらネックはありますか。その辺、白河市と同じような施策を取り入れるとすればネックになるものはありますか、お伺いしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金田昭二君） 大石議員のご質疑にお答えします。

まず、はじめに定期券の状況でございますが、定期券じゃなくて乗車券という形で助成はしているんですが、実際にその乗車券が手元に来るわけではございません。あくまでも国の補助を受けるために、5人以上が乗車していないと補助対象にならないということで、その書面上の乗車率を満たすような形で助成をしているものですから、実際の乗車券を村民が利用できるとか、そういう形では対応しておりませんので、ご理解をお願いします。

続きまして、それから生活路線バスに対して同じような助成ができるかどうか、その問題点等があるかどうかというご質疑でございますが、村の生活路線バスは、それぞれ放射線状に白河市に道路が向いておりまして、ほとんどの路線が新白河駅経由の白河、あとは新白河駅止まりというのもございますが、そこで乗り換え等を行って白河市内の方に向かっている路線が主になっております。そのために、村の村内だけの路線であれば独自の助成制度も取れるわけでございますが、白河市内を通るほかの路線と同一の運賃で運行しなさいという指導がございます。そのために、新白河駅から白河市内の路線については複数の路線バスが存在しておりますので、それらと同じ料金で体制を取っておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 大変誠意を込めた課長からの答弁で、もう十分把握することができました。

そんな中で、5人以上乗らないと国からの補助を得られないというのは、どうなんですかね、それね。補助対象的なもので国からの補助というのは幾らぐらい来ているのか、その辺について伺いたいと思います。どのぐらい、幾らぐらい来るものか。

○議長（高木信嘉君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金田昭二君） 大石議員のご質疑にお答えします。

現在、白河石川線につきましては、福島交通株式会社の方で運行をしているわけですが、その路線については市町村からの受託事業ではなくて、会社が定期路線として運行している路線でございまして、それらの経営については会社と国の補助の受委託ということでございまして、これはちょっと今、詳しい資料を持ってないものですから、金額の方はご容赦願いたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 21年度には5人以上の乗車した目的の補助は出しているけれども、どのぐらいの金額が21年度に国からの補助が来ているか分からないという答弁で理解してよろしいですね。今の段階ではね、資料がないから。結論として私が考えることとしては、21年度にも定期券を購入して、俗に言う定期券というのは、乗車券というのは、私は個人考えで1枚ずつ来ているのかなと思ったんですね。そしたら、70歳以上の人にあげたらいいんじゃないかと、身障者にあげて、もうちょっと路線バスが、走っているバスが賑やかになったらいいんじゃないかなという意味で、今年度の決算並びに来年度の予算のものに対しての考え方を示したわけでありまして。大変出し抜けな質疑をしましたが、誠意を込めた課長ですから、白河市の70歳以上の方は無料バスが西郷村も動くんではないかなという願いを込めながら質疑を終わりたいんですが、もう1点は冬場ですね。できればバスを増やして、キョロロン村におじいちゃん、おばあちゃん、身障者が行けるような無料バスが出れるぐらいの配慮をして村の活性化につなげていただきたいなと、そういう質疑をいたしまして終わりたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金田昭二君） 15番大石議員のご質疑にお答えします。

先ほど白河市の事例を出しましたが、参考までに平成20年度についての実績をちょっと持っていますので、お知らせしたいと思います。村内の循環バスのみですが、運行経費が1,700万円程度かかっております、その循環だけです。それで、利用状況が平均して平成20年度の平均としましては、4.8人から5人程度の平均、1便当たりですね、1便当たりの利用がその程度なんで、その利用を上げるということも目的の一つであったと思います。

あと、先ほどの発言の中で大信村という発言をしたものですから、旧大信村ということで訂正をさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 質疑を終わるのは終わるんですけども、どうしても近いのが白河市なんです。ですから、どうしても比較しちゃうんですね。私らも会議に行くと、白河市の人が多いものですから、自慢の話ばかり聞かされるんです。そして、国は少子高齢化といって少子に対しては大変力を入れているんです。ところが高齢化の人に対しては対象がないものですから、集まって会議に出る人らがみんなお年寄りの人が多いから自慢されちゃうんですね。その自慢の一つに、ここで逸脱しちゃいますが、白河市は何十歳以上でしたか、70歳か80歳以上の方のところに、あったか訪問といって、命がつかないでいるかつかないでないかといって一人暮らしのところを歩いているんですね。だから、できれば企画課にだけ言うんじゃなくて、もうちょっと先人に温かい予算を付けていただきたい、そういう意味で質疑を終わります。

○議長（高木信嘉君） ほかに質疑ございませんか。

11番矢吹利夫君の質疑を許します。

○11番（矢吹利夫君） 11番、議案第56号について質疑いたします。

83ページなんですけど、区分の18備品購入費で車両とありますけれど、説明願います。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 11番矢吹議員のご質疑にお答えいたします。

この車両につきましては、全体で普通乗用車及び軽自動車を購入しております。この購入の大部分は、いや全部ですね、全台を今回の平成21年度の地域活性化経済危機対策の交付金の中で交付したものでございます。

○議長（高木信嘉君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） この件に関しましては、私、総務課長も分かりますけれど、しつこいように再三一般質問で出しております。今回の車両購入に対しては、地域活性化ということで普通車3台ですか、購入しておりますが、購入する前に頭の中では普通車ではなく軽自動車という考えはなかったのか。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） それでは、ちょっと中身は、ちょっと購入の中身を説明させていただいてからお答えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、普通自動車につきましては、普通車でスバル、あとホンダのフィット、これは青パトになります。あとホンダのインサイト、これが2台買っております。あと、軽自動車としてスズキの軽自動車1台、あと青パト用としてスバルのトラック軽を買っております。この内容でございますが、先ほど申しましたとおり、基本的には前から矢吹議員おっしゃるとおり、軽自動車で対応できないのかということは承知しておりました。その中で、今回経済危機対策ということで、ほぼ100%の費用で買えるものですから、現在も平成10年の車とか7年の車が2台ほどあります。それらを更新するために、今回俗に言う補助事業と同じ補助金で買えるものですから、ちょっと

軽自動車より高いやつを買って、そして、次に普通車の更新のときに軽自動車を買った方が村単独費、単費ですね、これの縮減が図れるということを前提に今回このような普通自動車の買い方をいたしましたので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（高木信嘉君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 先ほどの課長の説明で分かるような分からないような。

買ったときは確かに補助事業でいいですけど、後々のことを考えて、維持費とかいろんな面で結局車買って、普通車買って、片方また更新時期に軽に変えたら。普通車で残っているわけですね。そうすると、やはり普通車が軽に買い換えるという方向にはならないと思うんですけど、そこら辺どうなんですか。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 先ほどちょっと説明不足で申し訳ありません。

現在、日産ブルーバードという車が平成7年のものが現在ございます。あと、トヨタのプリウスで平成10年のものがございます。ごめんなさい、12年ですか、12年に買ったものがございます。いずれにしても、この2台につきましては近いうちに、この普通車の使用は出張用として使っておりますが、基本的にもう10年以上経っておりますので、間違いなく更新はしなきゃいけないという考えの下、今回これらを今後軽自動車に替えるという前提の下、今回普通自動車、要するに2台については、そのような前提の下、普通車を買ったところでございますので、ご理解のほどをお願いいたします。

◎休議の宣告

○議長（高木信嘉君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時01分）

◎再開の宣告

○議長（高木信嘉君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（高木信嘉君） 休憩前に引き続き議案第56号に対する質疑を続行いたします。

11番矢吹利夫君の質疑を許します。

○11番（矢吹利夫君） 先ほど課長答弁ありましたけれど、まずは私は言いたいのは、村民の目線に立って考えてほしいということです。なぜならば、軽自動車の税ということで、これ村民の間では、やはり普通車から軽自動車に切り替えていると。前年もそうで、その軽自動車税が増えたということは、要するに普通車から軽にしているような中身なんですよ。それが、ましてや村としては、そこら辺を考えているのかということで私は強く言いたいんです。以前にちょっと掲載してあったところを、ちょっと、みんなの広場ということで、ちょっとしゃべらせてください。公用自転車導入、西郷を見習いたいということなんですね。西郷村が公用車のガソリン代を節約するために、近くの公務の移動手段として公用自転車を導入したという内容なんです。これは、福島市の72歳の方から書いてあるものです。普通は役所仕事は文書で注意を促

して実行するまで、そして成果を上げるまでが長く、いつやるのだらうとイライラするものだが、西郷村の即実行は目を見張るものがあつたと書いてあります。こういう注目しているんですよね、いろんな問題に対して。そして、県や市町村はやりくりの努力をしているんだらうかと思っていた。この後が大事なんです。税金の無駄遣いに思えてならないことがあまりにも多いからだ。西郷村のような積極的な活動を参考にしたいことは見習ってほしいと、大変良い内容なんですけど、課長、この件も今の私の話なんかで、どう思いましたか。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 確かに今おっしゃられた、その読んでいただいたものについては可能な限りしたいと。ただ、どうしても車の良いところも、例えばそこまで行く時間と、あと職員の対応の時間といいますか、勤務の時間とかいろいろありますので、ただ、できるだけ近いところについては自転車のように、そして、かつ普通車と軽自動車の関係ですが、これについてもやはり一つは私ら思っているのは、やはり万が一のとき軽自動車よりは普通自動車の方が少々安全かなということで、出張についてはできるだけ普通車の方がいいんじゃないかというような意識は持っておりました。しかしながら、今のような住民の目、声があると思いますので、これからの普通車を替えるときには軽自動車がいいかどうかとか、あと、現在自動車の利用についてはすべてデータで取ってありますので、それらのデータを基に更新の際には十分検討して、今おっしゃられることを念頭に置いて進めたいと思いますので、ご理解のほどをよろしくお願いします。

○議長（高木信嘉君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 課長がデータの話出ましたけれど、私もちょっと見せていただいたんですけど、必要頻度によってはということで、みんな職員は軽自動車より普通車がいいんですよ、新しい車が。だれも古い車の軽自動車で、10年以上も費やしているような車は利用しません。やはり新しい普通車でハイブリッドとか、そういうやつ使うようになります。それはちょっとおかしいと思いますが、必要に応じては確かに私も全部が普通車から軽にしろとは言いません。以前もあつたんですよ、普通車では乗れないから10人乗りの車を買ってほしいと。それが、ましてや5人ないし7人、7人の車で、今は実際7人乗って公務なんか果たせますか。担当課が、結局空いたような状態になるでしょう。その根拠というのか、7人乗りに買った、その理由をちょっと説明してもらいたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 考えられる推測ということになってしまうかもしれませんが、5人で行くときも例えば、その中に荷物を積んだりということもあると思いますので、多分そのために1台は必要だという考え方で購入してあるのではないかというふうに一部推測の範囲内でございますが、その7人乗りについては考えられるのかなというふうに考えております。

ただ、今、議員おっしゃるとおり、経費の問題とかいろいろありますので、これか

らの車の更新時には、よく検討して購入をしなきゃいけないなというふうに感じておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高木信嘉君） ほかに質疑ございませんか。

14番後藤功君の質疑を許します。

○14番（後藤 功君） 14番、議案56号について質疑します。

まず、101ページの職員手当という区分ですね、超過勤務手当ということで295万7,922円ということになっております。これは多分選挙のときの手当だと思うんですが、これは選挙の投票所、西郷村で今何か所でやっておるのか、そして、1か所当たり何名の職員が選挙の事務のために出ているのか、まず、それをお聞きます。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） まず、職員の数ですが、投票人名簿、要するに投票所に載っている人数の多いところにおいては従事する職員も多くして、その投票者数、選挙人名簿の投票者数に合わせて職員を配置しておりますので一定ではございません。ただ、その中で職務代理者とか受け付けとか一定の流れの下に必要な人数という形で置いています。ただ、一ノ又のような地区については、ご存じのとおり、ある程度職員も多くしなきゃいけないということで、先ほど言ったとおり状況に応じて一定ではないというのが現実でございます。

○議長（高木信嘉君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） これは私も先のこの間の選挙に立ち会いまして、行政区長として、それで職員の方々ちゃんと、それなりにきちっとした、そういう選挙事務をなさっておるというのは大変承知しておりますが、ただ、村民の間から、こういうことを指摘されるんですよ。ということは、選挙の立会人、行政区長なりいろいろいますよね。その民間の方々と職員の日当だね、要するにその差が非常に大きいんだと。確か私の場合は6,500円頂いた。職員の人は超過勤務だから1時間当たり幾らという計算だと当然これは相当万単位ね、詳しくは私わからないけれども、相当開きがあるんだと。同じ仕事というか、そういうことに対して、あまりにも差がありすぎるんじゃないかというご指摘があるんですよ。一種の不満ですね。その辺どういうふうに考えているのか、これは致し方、そういうあくまでも給与のあれにのっとってというかもしれないけれども、しかしながら、これもちょっと、あまりにも私も差がありました。それと私気がついたんですが、これ行政区長はそれなりに時の、今年度なら今年度の行政区長がそれに当たるという、お願いして、それは分かるんですが、しらゆりなんとか隊なんていう、白バラ、女の方がまた立会人になった。それは、どういう趣旨でそういう立会人になっているのか。申し上げると、要するに選挙会場において、その一般の有権者の声が私聞くんですよ。あまりに選挙行かないという要因の一つに、あんまり立会人が多すぎるというか、じろじろ見られるのが嫌なんだと、あそこに行くと。なんかそういう、特に若い人なんかそういう嫌う傾向が出る。度々私、耳にします。ああ、これは投票率が低いのは、そういうことも要因にあるのかなと、そういう考えなんですね。それでその期日前投票で、今は大変便利な制度になりました

ね。そこにも行ってくるんだと、その方がいいと、投票しやすいと、こういう声が現実にあるんです。ですから今、期日前投票だীব増えているでしょう。ですから、あまり私は最小限、その選挙を公平公正にやるためには、できるだけ第三者が監視というか、そういう不正をなくすためにきちっと、それなりの人数を揃えて選挙を行うということを趣旨は分かりますが、しかし反面、あまりにもそういう、その場において要するにあまり見られたくないというか、そういう人もおるわけですよ。じろじろと、それが嫌だと、これ言われるんですよ。その辺、必要最小限に、行政区長1人、2人ぐらいはいいかもしれないけれども、3人も4人も、そういう、ましてそれは経費がかかることですから、それから職員の人も、名簿をいちいちチェックする、それは1人では確かにいろいろ見落としもある、それも3人、4人の目をいちいち通して、それが果たして合理的なのかと。公職選挙法で何人以上必ずそれは置きなさいという規定があるなら、私はそれで納得しますが、その辺ちょっと改善の余地があるんじゃないかと、その辺をきちっとお聞きしたい。どうですか。それと先ほどの幾らかかっているか、超過勤務の。職員1人当たりのコストというのをちょっと出してください。民間との差ですね。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） まず、立会人と職員の報酬及びその賃金の関係でございます。

まず、投票管理者と、要するに立会人に関しましては、ごめんなさい、一応条例、報酬条例に基づいて一応1口幾らということで条例に基づいて支払われております。職員の報酬、賃金につきましては、村の方としてはできるだけ超勤を抑えるためにといたしますか、超勤の計算上高くなる職員はできるだけ従事させないで、できるだけ若い人に頑張ってもらって、それで超勤の単価を抑えてという形で実際お支払いしているのが現状でございます。あと、立会人3人のお話でございますが、立ち会いについては実質上は2人以上ということには、これはもう決められております。3人置きますのは、例えば1人の方が用があつてお手洗いとかちょっと席を外したときに、そのときは2人という形にありますので、3人いないと、たまたま来たときに1人が席を外したということになりますと問題になりますので、それで現在のところ3人という形をお願いして立会人等についてはやっております。

あと、超勤の額等につきましては、ちょっとまだ1人当たり出しておりませんので、（不規則発言あり）いいですか、じゃ、後からご報告させていただきます。

○議長（高木信嘉君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） その趣旨は分かります。それで、白バラ会という、それ私耳にしたんだけど、それはどういう関係の団体。いろいろの選挙だから本来は公的な役職である行政区長は公的なものですからね。職員の皆さんも、これは公務員としてきちっと守秘義務というものを遵守して職務に当たっている。これはもう間違いありません。やはり公的でない人が立会人になった場合、非常にいろいろ縛りとか、当然それは課せられるわけですが、その辺をやっぱり、できるだけそういう公正な、そういうあまりその団体、分かりませんよ、どういう私は。ただ、何か色の使ったような団体

だと、これまた何か、あの人は来ている、来ていない、いろいろあると思うんですよ。その辺どういう位置づけで、そういう白バラ会なる人をお願いしているのか、その辺を説明ください。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 実は、選挙に関しましては、明るい選挙推進協議会とか、そういう団体がありまして、できるだけ選挙、投票しましょうと、そして、みんなで参加しましょうというような団体がありまして、その中に白バラ会、これは今言ったとおり、選挙の推進等を主とした団体でありまして、そこに議員おっしゃられた特定の団体とか、そういうことではないというふうには実は思っております。

○議長（高木信嘉君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） その白バラ会を私は特別何かターゲットにしてどうのこうのじゃないんだけど、ただ、あいまいですよ、今の。だから、もっと一般の人に納得いくような、そういう特別、それ選挙を推進するんだ、それは立派なことです、もっと、そういう名称も付かない、公的な人だけでいいんじゃないかと、私は。あれは何ものだという人が私聞かれたんですよ、実は。その正体は何なんだと。私もそれは分からないから、そういえば何なんだろうかと、一度聞いてみようと、それが殊更問題がないのなら、それはあえてあれですけども、しかしながら、できるだけやはり選挙というのは選挙しやすいようなものにしなきゃならない、そのように思いますので、その辺をいろいろ検討して、こういう声もあるんだということを私は指摘しておきます。

それと、ついでながら、超過勤務、これは選挙だけですよ。それと、これは全体の年間、昨年度、西郷村の職員の超過勤務は一体幾ら支出したのか。それもこの場で無理でしょうから、後で資料をお願いします。この質問はこれで終わります。

それから、149ページの家族旅行村の維持管理工事費ですね。このことについて伺います。258万1,740円と、これはキョロロン村のことだと思いますが、私の認識では、委託費として5,000万円近く計上されていると。そして、その委託費のほかにどういう、これ工事費として載っておりますが、どんな工事費なのか、それをまず伺います。

○議長（高木信嘉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） それでは、後藤議員の質問にお答えいたします。

家族旅行村維持管理工事費として258万1,740円、この内訳といたしまして、ねころんぼ広場ランニングコース整備工事費、それが94万5,000円であります。それと、ねころんぼ広場防護柵設置工事費、これが12万3,900円、あと、ねころんぼ広場緑地等整備工事費として147万円、家族旅行村便所ヒーター電源工事費として4万2,840円、合計で258万1,740円支出しております。以上です。

○議長（高木信嘉君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 今、内訳を聞きましたけれども、こういうことなんですよ。要するに委託費として5,000万近くこれ毎年毎年西郷観光に費やされておると。そ

して、また工事費は工事費で別にまた上がっている。ですから、経営的には任されている経営者は、運営者、これは本当にこんな楽な運営するに当たってことはないと思うんですよ。何か施設工事する、備品を買ったなんていっても、全部これ村で補助してやってくれるわけですから。そして、聞くところによると、黒字なんだなんて聞くけれども、黒字なんだったらこういうことを自前でやるのが筋なんですよ。それで、また私これも定かでないけれども、そういう黒字、剰余金が出たから、それでなんかみんなで海外旅行行ったとか、それはそれで目的はいろいろ、またほかの立派な施設とか研修して役立てる。そういういろいろそれは理屈はあるでしょうが、私はやっぱり経営的に甘いところというか、なんでもかんでも、こうしてすべて村が補助金、委託費として出していて、そして、それを除いた、経費除いたそういうことを全然関係なくて、何人今年はお客さんが増えたから収支は黒字なんだと言われても、これはだれもそんなの立派な経営なんて思いませんよ。その辺をやはり村は、こういうことを果たしてずっと続けていくのかどうか。あまりにもやはり今の村民感情、あるいはこれ世界経済、今の日本経済、あらゆるそういうことを考えてみると、こんなある意味ではずさんというか、赤字垂れ流し、そういうことで果たして許されるのかどうか。そして、この決算書を見ても前段の議員さん、ことごとく商工観光にある部分だけでも、これ村長にも伺うね。そういうことなんだ。その辺、今、課長、どういうふうにとらえているのか。村長が言うことだから私はやっていますというかもしれない。どういうふう、じゃ、村長のそういうことにとらわれないで自由に言ってください。

○議長（高木信嘉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） 後藤議員の質疑にお答えいたします。

家族旅行村の指定管理料といたしまして、平成20年の4月から平成24年の3月の3年間として指定管理として指定しているものですから、その中で西郷観光ということで指定管理になりました。その中で、維持管理費として芝生広場とかトイレとか浄化槽とか、あとキャンプ場とか、あと植木とかの維持管理、これとして1,429万4,256円支出しているわけなんですけれども、費用として収入がキャンプ場だけは西郷村のものになっているものですから、それだけの費用を差し引いて維持管理費として1,429万4,000円ということを支払いしているものですから、それについて維持管理費なものですから、その辺理解していただきたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 課長は課長の職分だけで、今の西郷観光のそれをどうなのかというと、そのせんえつなことは言えないと思うから、これは村長に聞くけど、結局こういう実態があるわけでしょう。これは広く村民の人も、そういう経済状態の中で、果たしてこういう5,000万円といったら大変な額でしょう。今度の土地取得5,700万円、約7反歩の一等地のこれ土地が毎年買える計算なんだわな、これ考えてみると。土地そのものは高いうんぬんという話もありましたが。しかしながら、こういうふうにして比べたら、本当に土地も安いなど。片や毎年毎年5,000万どころじゃないでしょう、これ細かくいろいろのを積み上げたら。それが毎年毎年出

てくるんですよ。そして、その将来展望といたら、黒字化して全然そういう村の委託費をもらわなくてもやっていけるという、そういうことの見通しはないわけでしょう。村長いわく、こういった問題に対して今まで私が何度も質問なり質疑、あるいは同僚議員もやっています。その中で村長がおっしゃることは、これは村民の健康増進のためだと、これは確かにそういうあれはいいですよ。しかしながら、そこに、じゃ費用対効果といたら、じゃ何人の村民の方が何千万ということに対して恩恵を受けているのか。これまた本当に他の働く勤労者なんていうのは、今そんな暇もないし、一般質問の中でも私言いましたが、暇人がそういう人が多いんです。そういったことに対して、果たしてこれだけの税金をつぎ込んでずうっとやっていくのかと。これはだから景気が良くてお金が有り余ってどうしようもないというのなら、それはそれでいいでしょうけれども、皆さん仕事がない、税金は督促来て、挙げ句の果て、今度は取立員が来てどうなんだと、大変な悲鳴ですよ。納めたくても納められないんですよ、収入がないから。そういった状況の中で、村がきちっとしたこういったことを、皆さんの貴重な税金はこのようにきちっと使っていますよと、大切に。ところが、毎年毎年こういう5,000何百万、6,000万円、あるいはこれ大変ですよ、各補助金。そういったことをきちっとやはり、そのようにきちっとやって、要らないものはやめます。これは経営的に将来もう黒字転換というのは無理だから、この辺で一応精算してきちっとやりますとか、そういったことなら私納得できますが、しかしながら、こういうことを永遠に、永遠といたら永遠でもないんでしょうけれども、この先どうなんですか、これ。これは、村民感情としては決して許されることでは私はないと思うんですが、その辺、村長、考え方を聞かせてください。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 14番後藤議員の質疑にお答えします。

一つは、永遠かどうかということですが、永遠ではありません。物事はやっぱりいろいろ始点、終点はあるだろうと思っていますが、今のようにならずうっとスクラップアンドビルドも出てきました。スクラップの対象にすべきだという意向ありやということが、ずうっとお聞きしますとありますが、事はやっぱり終点の部分もあるだろうというふうには思っています。ただ、終点というのは、どういう終点かということになりますが、ひとつ、しかしこの議論がなぜ起きるのかということと考えますと、やっぱり昭和60年代のキョロロン村のスタートですね。それから平成6、7年でしたか、あのちゃぼランドをつくったときの議会の模様です。あのときに、こういった議題があったのかということをお私は逆に聞きたい。しかし、言ってみてもせんのないことです。あの時代はそういう選択をしたということですから。よって、私たちはどう対応するかとしますと、村有財産ですね、これを当初の目的に沿って、どう維持、温存、発展、利用していくかということに力点を置きます。今の200数十万の委託料と絡めてやっぱり委託料がずうっと続くのであれば、全体から見て運営上支障は出てこないかというお話もありますし、だとするならば、そのエンドポイントはどういうふうにしていくのか。やっぱり、日本全国同じものがあります。ある意味で言うと、本当

に公共施設造った、維持管理の問題いっぱいあって、一番今もっと大変なこともあります。やっぱり景気の良いときと悪いときにどう平準化していくかという前提において物事を考える必要があるだろうと思います。一つは、16年あのちゃぼランドも経ちました。今般の委託料は、この村有施設の維持管理という部分と、それからちゃぼランド、具体的にですね、この委託料と一緒にお話されてますが、ちゃぼランドが実際何万人も、7～8万人入っていますね。全体的にどういう評価をいただいているかということです。今は、まだ完全に運転ストップするような状態では、まだありません。十分に機能できると私は思っています。ただ、これが将来にわたってどうかというふうになりますと、考え方はやっぱり二つも三つもあります。最初は村有施設は直接管理すべきだという考えあったと思います。しかし、それは直接やるよりも民間ベースで頼んだ方がいいということがあって、その中に今度、委託の中に地方自治法244条の3の新たな管理方法出ましたですね、これは指定管理です。もっとその先にあります。要するに譲渡、あるいは移譲、これもずうっと話をしてまいりました。結局、この財産の管理といったものがどの部分で行政本体として残すべきなのか、あるいは切り離す、その切り離し方をどうするかということと、今の当初の目的が本当に達成し得るのか、し得ないのかということは議員言っているように、（不規則発言あり）永遠ではないと冒頭申し上げましたが、やっぱり当面あるうちは、いろいろご意見聞いてみたいと思います。議員も今のはスクラップという対象にすべきだと、そこまでは言わないですね。いろいろやり方を考えろということも裏にあるんだろうと思います。では、今あることがどうなのかということは、村民の皆様方と議員の皆様方の判断もお聞きするところがありますね。

○議長（高木信嘉君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 村長、どういうふうにするんだと。考え、それはあるだろうと。ですから私も、いきなりそんなもの壊しちゃえと、極論すればそういうこともあるでしょう。しかし、そういう立場は取らなくて、それはそれだけの村の財産として、まだそれだけ投資してきたわけだから。それをじゃ、民間の今のそういう指定管理、それはそれでそういう制度があるからなってきたんだけど、でも、それでも問題解決にならないんだったら、実際なっていないですね。そうすると、こういった施設のプロがいるわけですよ。全国に、そういうことを、全く赤字でどうにもならないという施設を再生させた人がいるわけですよ。そういった人をお願いして、どうかこれ本当に運営してくれと、そして立派に再生させて、儲かったら税金を納めてくれと。それをただで回してもいいと思うんですよ。そのぐらい、毎年5,000何百万、6,000万垂れ流すよりはるかに私はいいと思うから、そういうことをそろそろ考える時期ではないのかなと、そういうことを言いたいわけです。その点に対して、そういうことをどう考えているのかと。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お話、ごもっともであります。私もこれまで西郷観光という設立当時の経緯ずうっと皆様ご存じのとおりということでお話しいたします。やっぱり、

村長が社長を離れることができなかった。なぜか。借金があったからであります。設立をしたという責任から、社長をやってくださいと、やる人はいません。当然です。借金の責任を取る必要があるからです。その場合はということになりますと、そこを一番ポイントにおいて村長イコール社長ということで、あの西郷観光株式会社の赤字を村のお金を出さないで整理することにまず第一力点を置きました。去年めでたくそれが完了して、無借金になりました。よって、今度は民間の力を導入してということ で社長を退くことができました。誠にこれは皆様方、今までおっしゃられたとおりの 中に入っております。では今度は社長替わって、もっとより良い運営がされているの か。ここに力点が入ってきたわけであります。では、その一番新しい、分かりやすい のは、サービスが良くなって、かつ村から委託料が減ったか、二つにいくだろうと思 います。これがうまくいった場合は一番分かりやすいわけですが、その次は、ではど ういうふうになるかとなりますと、やっぱり維持管理費の問題です。事は老朽化は進 むとか、あるいは時代の要請もまた変わるでしょう。よって、そのときにとなった場 合は、もちろん議員今言われたとおり新しい感覚の経営といったものがどうか。ある いはそれを運営する手立て、あるいは方策、あるいは人、あるいは団体いろんなこと がありますね。それはずうっと考えていきます。私も考えていますし、いろんな役員 会等でも、今のままでいけるだろうと、これは管理運営の責任あるものとして。ただ、 職員をそのままどうするかといった問題と、あるいは今言われたサービスの向上とか いろんなことが絡んできますので、総合判断して今言われたことも頭に入れてとい いますか、当然のこととして今後議論していきたいというふうに思っています。

○議長（高木信嘉君） 14 番後藤功君。

○14 番（後藤 功君） 考えていると。本当は何年、3 年めどにとか、そういう時限を 切ってやるぐらいじゃないと、どんどんどんどん、これ結局村の損失ですから。これ が何か、それがもう形として残っていくというならいいけど、これ全く残らない垂れ 流しですよ、言葉悪いけれども。それで従業員うんぬんというけど、それはそっくり 新しい事業者に引き連れて条件としてもらえばいいわけですから、そんなに難しい問 題と私は思いません。長くなりますから、これはこれでまた後で深い議論をしたい。 次、村長、もういいです。

次に、191 ページの補助金ですね。これは阿武隈水スポーツクラブの大会補助金 50 万円ということとなっております。実は私もこれ行政区長として関わっているこ となんですが、これは聞くところによると、国体を記念してこれが始められたと伺っ ております。それで実態を申し上げますと、私、初めて行政区長として区内のスポー ツに参加する人をまとめてくれないかと、そういう話がございました。それでその名 簿を基にうかがったんですが、地区、実態はどうだと。そうすると、なんか積極的に、 これはいきさつ上、去年もやったから、なかなかメンバーが集まらなくて困っている んだと。できれば面倒くさいというようなニュアンスのことを言う人もおるわけ です。よ。実際、これ私の行政区は広い行政区で人数はいっぱいます。しかしながら、こ れ実際、行政区対抗のあれなんでしょう、これはスポーツ大会ですから。そうすると

小さな行政区なんていうのは、まるっきり人数も集まらないし、かけ声の行政区対抗というけど、実際は毎年大きな行政区、人が集まるところだけのスポーツのイベントになっているんじゃないですか、私が推測するには。そして、今年は数多くの種類の競技があるけれども、だいぶ減らしたんだと。実はやる人が集まらないというのが現状だと。私なりに思いますのは、例えばゴルフとかいろんなのある。それはそれで非常に趣味的に、おれはゴルフが好きだから是非参加したいと、それはそれであるでしょう。しかし、あまり特別なスポーツなんかはやったことない人は参加しないと、いろいろあるんですよ。それで実は村は50万円といますが、行政区自身、これ各行政区で違うと思うんですが、そのほかに弁当代として我々の行政区では700円出している。これも出す方が、村からそう言われれば出すことはないだろうと言われるかもしれないけれども、私も引き継ぎでずうっと、そうはいっても、そういう慣例でそうになっているから出さざるを得ないと。しかしながら、こういう何というか、ある意味で重荷になるようなことを村でやっておいて、果たしてどうなのかと。この先これもずうっと続けるつもりか。先ほど実態を申し上げれば、今までやってきたからしょうがないやっているような、そういう雰囲気もあるんですよ。その辺どういうふうに関心しているか。いや、そうじゃないんだというのがあったら、是非聞かせてください。

○議長（高木信嘉君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤清一君） 後藤議員の質疑にお答えをいたします。

阿武隈水の郷スポーツ大会は今年で15回目を迎えますけれども、国体を記念して行政区対抗の大会という趣旨の下、開催されてきました。それで、昨年14回大会は、全部で15競技を開催しましたけれども、行政区の大会の参加数、これも少なくなっているのは現状でございます。それで昨年、このような状況からスポーツ振興審議会の中で協議しまして、まず、その中で話し合った結果、じゃ15回大会は少ない、参加数が少ないスポーツを取りやめてみてはどうかと、廃止してみてはどうかという意見がございまして、それで、15回大会は卓球、柔道、それから水泳、スキー、スノーボード、ボウリングなどの5競技を廃止するというので、15回目の今年の大会は出発したところでございます。今後また参加数の減少から、大会の継続についても今後もスポ審等含めて、廃止も含めて検討していくということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 今お聞きしましたところ、どうもやっぱり行き詰まっているというか、14年経てば大概何でもそういう飽きられるというか、いろいろそういうのは出てきますね。だから、当初の趣旨はそれはそれでいいとしますが、やはり現状を申し上げると、みんな何か今までしょうがないからそういうあれで、またかというような雰囲気もあるんですよ。だからその辺、主催者側はどう考えているのかと今質したところ、廃止も含めていろいろ再検討の時期にきていると、そういうことですので、私から言わせればこういう現状を申し上げたつもりです。何でもそうなんです、や

はり一度、そういう何でも立ち上げたと、いろんなイベントなり、そういうそれがずうっと既得権というか、そういうようなことになっていって、現状にそぐわない、時代に合わないとか、いろんなそういうことを全然考慮しないでやっていくと、やっぱり今言ったこのような状態になってくるんだけれども、だから、やはり先ほどから村長も言っているように、スクラップアンドビルドだと。こういったことにもやっぱり補助金が毎年毎年使われているわけですから、そういうことにもやはりきちっと目配りをしながら、現状はどうなんだということをにらみながら行政を是非やっていただきたいと、このように思います。こういうことでございますので、ひとつ再検討するということですから再検討をしていただきたいと、このように思います。これで私、終わります。

○議長（高木信嘉君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第５６号「平成２１年度西郷村歳入歳出決算の認定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高木信嘉君） 挙手全員であります。

よって、議案第５６号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◇

◇

◇

◎議案第５７号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第５，議案第５７号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第５７号「平成２１年度西郷村公営企業歳入歳出決算の認定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高木信嘉君） 挙手全員であります。

よって、議案第５７号は、原案のとおり認定することに決定しました。

◇

◇

◇

◎議案第５８号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第6，議案第58号に対する質疑を許します。

17番鈴木宏始君の質疑を許します。

○17番（鈴木宏始君） 17番、議案第58号について質疑をいたします。

補正予算説明書の18ページ、第16款県支出金で4目の労働費県補助金1,099万5,000円、それから、28ページの歳出ですね、第5款労働費、緊急雇用対策事業費ですね、この説明の部分で1,311万9,000円、多分このことだろうと思うんですが、実は一昨日の7番議員の一般質問で、ちょっと私もなんか拍子抜けをしたというか、そういった思いをいたしましたので、このことについて、もう少し詳しくお尋ねをしたいということでお伺いをするわけです。というのも大清水地区の廃タイヤの問題なんです、村長の7番議員に対する答弁の中にもございましたけれども、平成11年5月からこの問題が始まったと。現在22年ですから11年間経っておりまして、この間この議会でも何度も大変に危険だと、そして、また蚊の発生がものすごいんだと、隣近所には大変な迷惑をかけてきて議会ごとにとは申しませんけれども、この議会でも大変注目しながら執行部に何名かの議員がお尋ねをした経緯がございます。そして、その都度ご答弁をなすってこられたその対応は、まずこの事務は県の事務だということで県にいろいろ対策をお願いしてきているというふうなことをおっしゃってこられた。それから、所有者が村内にはいらっしやなくて県外で、しかも所有権が移転しているようだというふうなこと。それから毎年この決算というか予算のときに多分今回だと13万1,000円ですか、21年度の決算書では、単純にこれ10年やって131万になるわけですね。こういうふうな出費もしてきておる。それでどうなんだ、どうなんだ言われてもなかなかそういうことで、執行部のこの場における答弁というのは、我々早く解決してほしいという思いにもかかわらず、なかなか決着ができないで11年間継続してきたというのが実情ですね。ところが、一昨日の7番議員の一般質問にスラッと、もう解決しましたということで、なんでそんなにスラッと解決しちゃったのというふうなところが我々も少し詳しくお伺いをしたいわけでありまして、このことについてご答弁を願いたいと思います。

◎休議の宣告

○議長（高木信嘉君） これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後2時00分）

◎再開の宣告

○議長（高木信嘉君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（高木信嘉君） 休憩前に引き続き議案第58号に対する質疑を続行いたします。

17番鈴木宏始君の質疑に対する答弁を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（森下富夫君） 17番鈴木宏始議員の質疑にお答えいたします。

大清水廃タイヤ問題が解決に向かっている経緯を簡潔にご説明いたします。大清水廃タイヤ問題は、平成11年5月以来、11年以上も地域の人々に大きな苦痛を与え続けてまいりました。昨年度、真名子産廃問題が26年ぶりに解決しました。それに

続き、この問題もやっと解決のための四つの必須条件が揃い、見通しが立ちました。まず、土地の公有地化、購入です。私有地のままの場合、タイヤを片付けるという行為は個人への利益供与となり、以下ご説明する三つの条件が成立せず、その入り口で頓挫いたします。次に、住民の皆さんの理解です。住民の反対があってはいかなる事業も進めることはできません。そこで、西郷村保健委員会にご提案申し上げ、今回以降の環境問題は村全体の課題として協議し、対処をしていただくことを了承していただきました。このことは、西郷村の環境施策が新しい時代を迎えたことを示しております。三つ目としまして、公費の導入です。タイヤの処分にかかる経費は莫大で、村費では賸りきれず、村民のご理解もいただけません。そこで今回、お質しの緊急雇用事業で補助を受け対応する予定で準備を進めております。通常の単純作業ではなく、このタイヤは資源であるという新しい視点により、重点事業、モデル事業として採択していただく予定です。最後に、ボランティアの協力です。タイヤの処分、焼却を住友ゴムにお願いし、了承されております。そして、そのほかにもボランティアを募り、企業の社会貢献と住民の参画という新しいスタイルでタイヤの片付けを進めてまいります。本事業は、四つの条件のどれ一つが欠けても成立しません。いわばワンポイント、4本の針に糸を通すがごとく、初めてで、つぎのないチャンスがめぐってきたのです。職員を先頭に関わる人々が皆この問題を自分のこととして考え、取り組んでいただいていることが解決に向かい動き出した要点であると思います。土地の名義が西郷村になり、住民の全面的バックアップを得、公費を導入、現状を可視できる状態にし、企業や住民のボランティア等も得、約1年かけて推定6万本の廃タイヤを片付けます。その経過は日々公開され、自然回復がリアルタイムで表現されます。

以上、今回の事業のあらましです。ご理解とご支援をお願いいたします。

○議長（高木信嘉君） 17番鈴木宏始君。

○17番（鈴木宏始君） ただいまの簡潔なご説明をいただいたんですが、少し簡潔すぎて、もう少し質疑をさせていただきますが、過去、この議会で説明をいただいた折に、廃タイヤの本数なんですが、多分6,000本程度のお話のように承っておったわけですが、今回これ6万本あったというふうなことでございまして、その辺の認識というか、その辺はどうだったのか。それから、ただいまのご説明で土地の公有地化、公有地にするんだと、したんだというふうなご説明の経緯が、どうしてそういうふうに県の事務扱いだったものが村の公有地になってしまったのか。この辺の経緯というか、いきさつがちょっと省略されておるようで、この辺もし差し支えなければご説明願いたい。

○議長（高木信嘉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（森下富夫君） まず、はじめに6,000本のタイヤがなぜ6万本になったかという経緯を説明したいと思います。最初6,000本程度じゃないかというふうな、目で見てもそのように認識したらしいんですが、廃タイヤを片付けようという気運が平成19年芽生えまして、その7月に西郷村と県南振興局の職員で現地調査をいたしました。そのときに面積と高さで大体6万本、大型タイヤが大体5,000本、

普通自動車のタイヤが5万5,000本程度あるんじゃないかなというふうな推定をしております。

もう一つ、土地の公有地化ですが、昨年度、真名子の産廃の事業を片付けました。そのときの反省ですが、土地が公有地でない場合に、そこに公費を投入した場合、個人の利益供与になるんじゃないかという反省がありました。そして、去年の12月に県南振興局の方で本当に本気になってこの問題を片付けようというふうな協議がありました。そのときにその反省に基づきまして、それでは土地を公有地化しようと、どこで買うかというふうな問題がありましたが、国ではもちろん手を出しません。県でももちろん手を出しません。そこで、それでは村の方で競売に付された額の以内で購入すれば理由が立つ、ご理解いただけるんじゃないかなということで、一応50万円というふうな金額を出しまして購入しました。50万円の根拠なんですけど、競売の落札価格が55万円だったんです。それで村の方では消毒とかいろいろ経費がかかっていると。それで55万円では購入できないということでいろいろ協議をした結果、50万円ということで購入が決まり、今年の7月の末に契約をして、そして公有地化したという経緯でございます。

○議長（高木信嘉君） 17番鈴木宏始君。

○17番（鈴木宏始君） 50万円で西郷村が買ったと。西郷村が競売に参加して落札したわけではない。競売にかかったものを落札した人から、業者かどなたか、その方から西郷村が購入したというふうな理解でいいのか。それと、この面積ですね、どのぐらいあるんですか。

○議長（高木信嘉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（森下富夫君） 競売の経過については、今の鈴木議員のおっしゃるとおりでございます。

面積につきましては、約3,000平米ほどございます。

○議長（高木信嘉君） 17番鈴木宏始君。

○17番（鈴木宏始君） 先ほど一番最初の課長の答弁で、いろいろな条件が、四つのポイントとおっしゃいましたけれども、ピタッとちょうど一致した時期に、これがスルスルというか、今回この緊急雇用でタイヤを片付ければ処分から何から、もうしっかりいくというふうなことだろうと私は理解しました。そういうことで、何も決してけちを付けるとか、そういうことではないんですけれども、ただ、このタイミングが四つとも合ったというのも結構、担当課が積極的に県に働きかけたり、競売した、落札した業者さんに何度もお話をなさったりしながら努力をなさったのではなかろうかというふうにはご推察をいたしております。それと先ほどの課長の答弁の中で、西郷村の環境政策が新しい時代を迎えたことというのを示しているというご答弁でございましたが、ほかにも村内には、まだ会社が操業をやめたというか、活動をやめたというか、倒産したような形で、その材料が無残に、道路からだれでも見えるような形で残されておるような箇所もございますし、まだまだほかにもあるのか分かりませんが、こういったものについての考え方として、例えばここに例に出されております

真名子の産廃問題にしては、部落の人たちが先頭に立ってはちまきを締めながら当初は頑張ってみたものの、とどのつまり、やはりここに自治体も入っていかなければ解決ができないというふうなことではなかろうかと思うんですが、このことについて、担当課はどのようにお考えですか。

○議長（高木信嘉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（森下富夫君） 環境問題につきましては、その真名子のとき真名子の羽太の方に一応ご苦勞をかけてしまいました。そのときの反省は、環境というのは全体の問題である。だから個人個人の問題でない、全体で関わることによってその問題が解決に向かう。あと、何事も積極的にやらない限りは始まらない、終わらないというふうな感想を今回の大清水の問題のその対応で感じました。以上です。

○議長（高木信嘉君） 17番鈴木宏始君。

○ 17番（鈴木宏始君）　そういうことで、今後このような環境問題については、執行部も積極的な問題意識を持って向かっていかなければならない時代になったのかなというふうな思いでおりますが、確認しますけれども、本当にこれ3,000平米で50万円で取得したんですか。

○議長（高木信嘉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（森下富夫君） そのとおりでございます。

○議長（高木信嘉君） 17番鈴木宏始君。

○ 17 番（鈴木宏始君） 分かりました。そういうことで、ただ、村長にも一言申し上げておきたいんですが、まだまだ担当課長、遠慮なさって細々したことはおっしゃいませんでしたけれども、昨日も 14 番議員の一般質問にもあったように、とにかく役場職員の皆さん方、ややもすれば議会なり第三者から見ると、その課せられたルーチンに取り組んで汲々としておるといふうな印象を受けるわけなんですね。ただ、ただいまの課長のように、環境問題なり産廃の問題なりに対して積極的に動こうというふうな問題意識を持つ職員の方が、あと何人か増えれば西郷村の庁内というか、これもまだまだ活性化するのではなかろうかというふうな私は思いを持ったわけでありまして、けれども、最後に村長のこの件についてどのようなお考えなのか、お伺いをして質疑を終わりたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 誠に良い締め括りの質疑をしていただきまして、本当に感謝いたします。私たちは、この問題を解決する、あるいは新たな時代に入ったという言葉で今終わりましたが、本当に力を結集しますと、こういう結果になるんだろという見本になった、このように思っております。今回は本当に住友ゴム工業さん、あるいは県の産廃担当の皆様方の新たな事業ですね、雇用、緊急雇用の問題、この二つの大きなバックアップにまず焦点を当てて、逆算でこの6月、9月議会にこぎ着けたということが大きな力になったんだろうと思っていまして、関係する職員、一生懸命頑張りました。同時にまた今お話のように、ほかにもあるようでございますので、積極的に対応してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○ 17 番（鈴木宏始君） 終わります。

○議長（高木信嘉君） ほかに質疑ありませんか。

4 番藤田節夫君の質疑を許します。

○ 4 番（藤田節夫君） 4 番、議案第 58 号について質疑いたします。

議案書の 37 ページ、目の 1 ですね、工事請負費のところでは水芭蕉自生地整備工事として 127 万円予算取ってあるんですけども、この範囲はどの辺まで、あそこの群生地、工事今回やるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（高木信嘉君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤清一君） 藤田議員の質疑にお答えいたします。

36 ページの工事請負費、水芭蕉自生地整備工事 127 万円でございますけれども、現在、水芭蕉自生地については、水路の周辺、土が流出しましてフェンスが宙に浮いているような状況でございます。また、木道等の修繕も必要となっておりますので、木道とフェンス周辺の整備をしたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高木信嘉君） 4 番藤田節夫君。

○ 4 番（藤田節夫君） 第 2 回の定例会で、私これ一般質問しているんですけども、その後ご覧になって、こういう工事をすぐやるということになったと思うんですけども、当然フェンスもだいぶ荒れていますし、木道も腐っていると、もう、あそこ見学して歩くのには大変危険だというようなことで質問したと思うんですけども、あの周辺だけやったとしても、あそこまで行く道ですね、ほとんどあぜ道を通っていくと。更には前回も申し述べましたが、あの辺の民家の庭先に駐車をして見学をしに行くというようなことなので、その辺これから今後どのように考えているのか。今回、木道とそのフェンス、自生地の周りだけ整備したとしても、その周りの民家なんかだいぶ迷惑、ずうっと前から迷惑かかっていると、役場の職員の方にも呼んでやっているというような経過もありますので、その後の周りの、そういった整備はどう考えているのか、お伺ひします。

○議長（高木信嘉君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤清一君） 駐車場の問題につきましては、現在、村道から直接民家を通って車を駐めて入るような形になっておりますけれども、その道路を利用するような形での駐車場の確保は、恐らく同じ苦情が出てくるのではないかと考えておりますので、駐車場については別なルートからの入り口を検討していきたいと考えております。そんな中で、地権者との協議もございますので、地権者と協議しながら、その辺を検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思ひます。

○議長（高木信嘉君） 4 番藤田節夫君。

○ 4 番（藤田節夫君） あの看板はどうなったんですか。もう見えないんですよ、あの村道には入り口に立っている看板ですね。その辺は今回修理するんですか。

○議長（高木信嘉君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤清一君） 看板については、今、利用している入り口のところに設

置してあるんですが、入り口も含めてルートが決まれば、そちらの方に移設も含めて看板の設置がなされると思いますので、そのような措置をしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） いずれにしましても、今現在のところ、結局村道に駐車をしてみんな行くと。更には中まで入って、民家の庭先まで行って、黙って駐車をして行っちゃうというような状況が続いているんで、できれば、その辺も地権者との関係もあるということなんですけれども、早くその辺は解消して、もし、このままこの群生地を整備していくということなんで、ということはこれからもお客さんも当然あそこに来るということが予想されるので、なるべく早くそういったところも解決の方向に向けてやっていっていただきたいと思います。

次に、26ページ、老人福祉総務費の扶養費として火災警報器給付事業費ということで126万円、これ予算付いていますけれども、今回この予算のうちでどういう世帯、世帯の範囲に警報器を設置するのか、お教えてください。

○議長（高木信嘉君） 健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） 4番藤田議員の質疑にお答えいたします。

全国的に高齢者の火災によります逃げ遅れによる犠牲が多いために、平成23年6月1日までの設置義務化に伴いまして、西郷村も今回、火災警報器の給付事業として高齢者に対する助成、補正予算を計上いたしました。本来、この設置に当たりまして、21年度に民生委員創設50周年事業に併せまして、西郷村では民生委員のご協力を得まして高齢者の実態調査を行っております。これに基づきまして今年度、緊急雇用の職員を採用しまして、この実態調査を再度確認する意味で調査を行いまして、65歳以上の一人暮らし高齢者、老々世帯の中から一応75歳以上の後期高齢者に対して設置する考えでおります。以上です。

○議長（高木信嘉君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） この住宅用の火災警報器は、私も二度、三度ほど取り上げて一般質問していますし、同僚の徳田議員も相当、以前からこれは取り上げてやっています。

今言われたように、来年の6月まで設置せよということが義務化されております。

今の75歳以上というと、これ何世帯ぐらいあるんでしょう。

○議長（高木信嘉君） 健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） 現在のところ、まだ正確な数ではないんですが、一応75歳以上の世帯については159件ですので、これについて今度実態、確実に世帯分離をしているというような形じゃなくて、1軒1軒訪問しまして、その実情を確認している段階でございます。

○議長（高木信嘉君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 当然これ高齢者世帯が一番火災によって犠牲者が多いということで、私たちは65歳以上の高齢世帯や生活困窮者、生活保護家庭とか母子家庭、障がい者家庭に村として補助を出して設置してほしいということで、前回の第2回の定例

会にも徳田議員の方から、そういった一般質問で質問しているわけですが、そのときの答弁では、対処していきたいというような村長の答弁だったんですけれども、今回これを聞いてみると75歳以上の世帯だけだということなんですけれども、もう少し、やっぱり質問に対して75歳以上じゃなくて、もっときめ細かい、その生活実態を見て補助してやるというか取り付けてやった方がいいのかなと。

更には、以前から申していますけれども、あと、もう1年ないんですよ、これね、来年の5月いっぱいなんですから。そういった意味では、やっぱり一括購入なりして、まだまだ、これ新聞にも載っていますけれども、全国的な普及は58.何パーセント、この中では宮城県が78.7%とすごい普及率なんです。でも福島県内を見ると、福島県全部では46%、全国平均より下回っておるんですよ。更には福島県内の消防本部別に見ても、喜多方地方が58.2%と最も高く、一番低いのはどこかといえ白河地方なんです。白河地方が36.7%になっているんですよ。これ、なぜ、この高い低い出ちゃうかという、結局その自治体の補助的なことでやっぱりこれだけの普及率の差が出てきていると思うんですよ。そういった意味では、もう少し先ほどから出ていますけれども、高齢者向けにやさしいやっぱり行政をやってほしいなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 4番藤田議員の質疑にお答えします。

実際は75歳というふうに申し上げました。やっぱり本当に高齢者で、煙に巻かれて犠牲になる、これを防止したいということです。実際は75歳というのはドクターにお伺いしても、今は75ぐらいまでは大体大丈夫だろうと。しかし、人によって個人差があります。若くても本当に何らかの原因で動けない人もいるでしょうし、75以上でも既に付けた人もいるし、要らないという人が出てくるかもしれません。目安として75にしましたが、さっき実態、完全確認ということがまだされておりませんで、そこら辺も見て対応したい。ただ、基本的には75でもいいのではないかと私は思っているところであります。

○議長（高木信嘉君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） ちょっとこれ不正確なんですけれども、広域消防ですね、広域の白河地方広域の関係で村長は副会長か何かやっていらっしゃるという、前回のあれで。違いますか、前は。今はやってないと。いずれにしても、先ほどもいいましたけれども、この白河地方が一番福島県内でも普及率が悪いということが如実に全国の調査でも出ているので、そういった意味では何らかの対策が必要かなと。結局、これを付けることによって相当な人がやっぱり助かっているんですよ。これは。立証済なんです。だから、そういった意味では真剣にやっぱり考えて、前回の質問の中では、西郷村では村の普及率は17%ということで前回の答弁では出ているんですけれども、そういった意味ではちょっとこれでは、せっかく西郷の消防団が民友賞をいただいて頑張って派手に祝っていただいたんで、そういった意味では、それにやっぱり見合うようなやっぱり消防施策というかな、そういうのをやっていただきたいと思いますけれども。

ども、村長の考えを聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おっしゃる意味はよく分かりました。一つは、やっぱり一番は火事を出さないことです。そっちももちろん重点でやっていきたい。同時に、出ちゃった場合は、では、どう防御するかと、2番目の点であります。なかなか火災の原因は、高齢化に伴ってガスのつけ忘れとか、あるいは漏電とかいろいろありますが、多方面から、そこについてはアプローチしていきたいというふうに思っております。お話のように65歳以上まだまだ下げれば下げるほど全部いいわけですが、少しどの分野、個人的に付けたところもあるでしょうし、要らない部分、よく調査をしたいというふうに思って今回そこに線を引いたということでございますので、内容はよく調べてやっていきたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） ということで、最後に本当は村長の決意というか、結局は義務化されるのに付けなくても罰則はないでしょうけれども、やっぱりこれではちょっとお粗末かなと。こういった全国的な運動で、そういう結果も出ているわけですから、もう少し積極的に、本当に西郷村で一括購入して、そして安く、やっぱり半値ぐらいで入るので、普通で買うより、そういった意味では、そういう施策とか、さっきいろいろやっていましたけれども、前向きなやっぱり施策として村民のために、村民の財産と命を守るという立場で、やっぱりそういう考えで取り組んでもらいたいなと思います。以上で質疑を終わります。

○議長（高木信嘉君） ほかに質疑ございませんか。

12番上田秀人君の質疑を許します。

○12番（上田秀人君） 12番、議案第58号について質疑をしたいと思います。

ただいまの議案書の26ページですか、ただいまの質疑の絡みなんですけれども、ただいま担当課長の方から世帯分離うんぬん、また老々世帯うんぬんというお話ございました。その部分もう一度説明してもらってよろしいですか。

○議長（高木信嘉君） 健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） 先ほどと重複しますが、上田議員の質疑にお答えします。

21年度に西郷村の高齢者の実態調査を行っております。その中で民生委員の方の皆さんからのご協力でいただいた名簿の中で、私どもの方では実際に老々世帯、あと完全な一人暮らし、この辺の実態をつかむ意味で緊急雇用の職員を使って実態調査を行っております。実際各家庭を訪問しますと、母屋と隠居別々に形を取っていますけれども、実際は同一敷地内と、そういう場合の家もありました。そういう場合には、私どものとらえている一人暮らしという見方はしていませんので、その辺の確認をしながらやっているという意味で、そういう説明をしたわけでございます。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 再質疑をいたします。

ただいま説明をいただいて、その世帯分離等々の内容については理解をするところ

であります。それ以上の内容に関しては、先に4番議員が質疑されていますので、同じようなところが重複してきますからはしります。159世帯、今、数は確定しないということで159世帯に付けたいというような意向を示されていますけれども、これは1世帯1個ですか、それとも、台所、あとは寝室、あとは廊下の2階につながる廊下の天井とかとありますよね。そこには必要な場所すべて取り付けをするんですか。

○議長（高木信嘉君） 健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） 今回の火災、煙感知器、これの法的な規制につきましては、煙と熱がありまして煙を優先しております。煙の場合、主に最初に付ける場所は寝室でございます。逃げ遅れによる火災による犠牲が大きいというのは、やはり就寝中に起きた場合の避難を考えていますので、村としましては煙感知器で1台、寝室への設置を助成したいと考えております。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 煙感知式のものを寝室に1個付けるというお話でしたよね。そうしますと、これ取り付けはどうされますか。村で感知器を買って渡して、それで終わりですか。それともきちんと付けるまでやっていただけるんですか。

○議長（高木信嘉君） 健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） 去る8月ですか、この設置に関する協議会がございまして、これは各介護施設事業所の責任者、あと包括関係、地域包括支援センターの所長、そういった高齢者に関わる事業所の広域圏での説明会がございました。先ほど藤田議員の方にもお話がありましたが、福島県、特に白河広域圏内の設置率が低いと、その中には高齢者の方が寝室に付ける場合にはプライバシーに関する部分が多いので、そういったところにはなかなか立ち入る関係上、嫌がるということで、そういうのも一つの設置が進まない理由だという説明がございました。今回、私どもの方で考えていますのは、この煙感知器の取り付けは非常に簡単になっております。ただ、いろいろ取り付けに際しまして壁から50センチとか、エアコンの吹き出し口から何センチとか、いろいろそういった規制はございます。それで、そういう部分を踏まえまして、村内の電気工事店の方にその辺をお願いする予定でおります。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） プライバシーの問題があるということで、非常に難しい問題だと思います。その電気工事店の方に、壁から何センチ、エアコンの吹き出し口から何センチ外すとかということでお願いするという話だったですけれども、その費用はどこが持つんですか。

○議長（高木信嘉君） 健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） 今回の補正の金額の方には、その設置1台分と取り付け部分を含めまして予定しております。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 設置費用も含むということで理解をいたしました。現在、75

歳以上の世帯の方は非常に有り難いと思いますよね。75歳に達してない方は非常に残念だなと思いますよね。一昨日の一般質問に戻ってしまうので一言だけで終わらせませうけれども、この年齢によって差別がまた西郷村で起きるということを指摘をして推進課長、ありがとうございました。

続きまして、議案書の37ページです。第10款教育費、目の3で体育施設費ということでいろいろ予算が計上されております。細かくなりますけれども、13節の工事請負費の内容について説明をしていただければよろしいですか。

○議長（高木信嘉君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤清一君） 12番上田議員の質疑にお答えします。

工事請負費、野球場サブグラウンドのバックネット取り替え工事でございますけれども、野球場サブグラウンドについては、現在もソフト、あるいは野球の練習場として使われております。この施設は昭和55年ですか、防衛施設局の支援整備事業という中でグラウンド整備されたわけなんです、その後30年経過しまして、このバックネットの基礎部分からの支柱が腐食しまして、なおかつ地盤がこの地区悪いものですから、バックネットが傾いている状況でございますので、このバックネットの取り替え工事を計画した次第でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 再質疑をいたします。

ただいま担当課長の方から、基礎部分のところから傾いているというお話がございました。それによって取り替えをするんだというお話でしたけれども、奇しくもこの議会始まって9月9日だったのかな、生涯学習課説明いつでしたか、その決算説明9日か10日ございました。その中で10番白岩議員の方からも、やはり傾いているんじゃないかというお話がございました。それと前後しまして9月7日にですか、村の敬老会ございましたよね。サブグラウンドが駐車場になっていたということで、恐らくほとんど参加された議員は、あのサブグラウンドの方に車を駐めてあの方向きを見ていると思うんです。ここで一つ確認したいんですけれども、ああいう体育施設の安全管理というのは行ってなかったんですか。

○議長（高木信嘉君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤清一君） 体育施設の安全管理でございますが、体育施設については、その都度担当が見て回ったり、また委託している施設、それらについては管理者からの報告、それから各種団体の使用者からの報告などで修繕をしていると、管理をしているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私はこの場で、いわゆる学校とか体育館とか、村の体育施設とありますよね。あとは保育園、幼稚園、それらの遊具、体育施設の安全管理をするべきだというお話を2回ほどしております。2回目のときに、専門の業者がいるはずなので、業者の方にもきちんと1年に1回なり委託をすべきではないかというお話をしていました。それがきちんとやられているものだと、実際にこれやられてないから、

あそこまで傾いた状態が産まれたと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（高木信嘉君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤清一君） バックネットの体育施設については30年経過し、その間、修繕されたような形跡がないので、その辺については大変申し訳なくは思っております。そこで、集会施設の遊具なんかは生涯学習課で管理しておりますけれども、これらについては子どもたちが遊ぶ場になっているということで、去年は専門業者に調査を依頼しまして、本年度から修繕工事に取りかかっているということでございますので、そのような管理の徹底を今後もしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今回、たまたま傾いているだけで子どもたちはケガはしなかったわけですね。大きな事故につながらなかったということで、本当に安心をしているところであります。これを機に、もう一度きちんと、こういう施設の安全管理を十分に注意していただきたいと思っております。万が一何かあってからでは遅いと思うんです。ですから、絶対ないように注意していただきたいというふうに確認をして終わりたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（高木信嘉君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤清一君） 施設の安全管理については、議員お質しのとおり今後も徹底していききたいと思いますので、ご理解を願いたいと思っております。

○議長（高木信嘉君） ほかに質疑ありませんか。

13番森健一君の質疑を許します。

○13番（森 健一君） 13番、議案58号を質疑いたします。

32ページ、目の都市計画総務費の中の節の区分で給料賃金ですか、あと委託料となっておりますので、ちょっとこの内容をお聞きしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 建設課長。

○建設課長（高橋廣志君） 13番森議員の質疑にお答えいたします。

給料賃金需用費が△になっていることについてのお質しですが、事務費が補助対象外となったための減額であります。以上です。

失礼しました。13の委託料につきましては、社会資本整備総合交付金事業の中で、まちづくりに該当するものですけれども、これは新白河駅前広場待合室の実施設計に補正をしたものであります。以上です。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） 多分、これ6月にも私、質疑したんですけど、国の方の予算で事業費に入っていたものが人件費がこなかったものですからということで、はい分かりました、一般財源からどうぞという形でやったんですけれども、そのとき一般財源がそういう形で、はい、どうぞでいいのかなという質疑を私したと思っております。というのは、さっきからいろんな同僚議員からも、財政が厳しいのでなんとかしようということいろいろ提案もありました。そういう中でやりくりをして、製造業、農家の方

も米の値段が下がるという噂もありまして大変な思いをしているわけです。それでも税金を納めているわけですよ。その税金のやりくりをなんとかしなくちゃならないということでありまして、簡単に村の方から、はい一般財源足りません、どうぞ、そういう形でやっていいのかどうか。私は、ずうっとこれ疑問であつたので、どうして、こう簡単に、はい分かりました、これは工事費に積まれたので人件費足りませのでという、このやりとりでいいのかどうか、ちょっと確認したい。

あと、委託料の中のまちづくりの中の実施設計となっているんですけど、私たちの委員会でも駅前広場で、また何度も審議したり提案したりやっているわけですが、私たちの委員会に全く報告も何もないんですよ。いきなり、こういう実施設計とか何かで出てくるわけですが、なぜ私たちの委員会にそういう説明がないのか、それもお聞きしたいです。

○議長（高木信嘉君） 建設課長。

○建設課長（高橋廣志君） お答えいたします。

制度上の問題でありまして、事務費が補助対象外ということでご理解を賜りたいと思います。

また、委託のまちづくりの中の待合室実施設計でありますけれども、基本設計の中で待合室を造るということとはご理解願っていると解釈しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） その制度で決まっているのは分かるんです。一般財源からこれを持っていくんでしょう。それとも何か自分たちの制度の中で、これ、やりくりするんですか、金額。給料と賃金は。その一般財源のことを言っているんですよ。一般財源から持っていく、そういう制度なんですか。

あと、委託料の実施設計に関しても、私らへの説明では、こういうところにこういうのが入りますよまでは聞いています。中身は全然分かりません。どんな建物で、どんなことをやって、どういうことを地域の人に、それを利用して活性化させるのか、何の説明もありません。実施設計できちゃってから説明しても、だめなんですよ。ここで何回も説明しているじゃないですか。保育所のことにしても、トイレのことにしても、体育館にしても、私たちは良い物を造ってもらいたいんですよ。だれ一人反対しているんじゃないです。実施設計できちゃってから、こうでしたではだめなんですよ。だから、事前の報告、事前の打ち合わせはしてほしいと、何回もここ言っているんですよ。なぜ、それができないのか。

○議長（高木信嘉君） 建設課長。

○建設課長（高橋廣志君） 給料に関しては、一般財源の方から充当してもらうようになっております。

まちづくりの実施設計につきましては、説明の中でトイレとか看板とかいろいろ説明した中で、それらを反映しながら設計をしていきたいという考えであります。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○ 13 番（森 健一君） だから、一般財源を使うのは制度ですかと。それから実施設計に関しては、なぜ私たちに報告しなかったんですか。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 13 番森議員の質疑にお答えします。

一般財源で充当するのは仕方がない。なぜか。仕事をするために給料等予算計上しますね。その予算計上は、本当は全部一般財源でやりますが、補助事業にとっては補助対象になっているので、それは補助金を充当してやる、それを積極的に補助金を活用とする意味でやっているわけです。ですから、必要なやつが 100 とすれば、10 %が持ち出しとなれば 90 が一般財源でいいわけです。ところが今回予算、事業費として、さっきスクラップアンドビルドの話しましたね。要するに割り当てが少ない。ということは、補助対象でなくなったから、身替わりとして一般財源でやらざるを得ない。要するに、物事を成し得るためには給料を払わないわけにはいきませんね。要するに、補助対象の部分を一般財源に振り替えたということになります。逆に、補助割り当てが増えた場合は、一般財源が補助金で賄える場合がある、こういう操作をしているわけです。要するに、かかる金は給料は同じであります。ご理解をいただきます。要するに、分かりますね、これは皆様。制度です、はい。補助金は最大限使いたいという意味でありますので、それはもちろん補助対象で、全額、補助対象、経費プラス補助率ですね、これを代用するわけです。分かりましたか。（不規則発言あり）

最初は、当初予算には給料等は減員、減給、あるいは異動がなければ人事院勧告、あるいは議会に決定された給料をあげますよね。それは変わりません。その払うための財源として一般財源、いわゆる税、あるいは交付税、そういったものを充てます。しかし、補助事業となりますと、人件費その他すべての項目に対して補助対象になりますので、補助対象として国庫補助金、あるいは県補助金を使って給料を払う場合もございます。そういうとらえ方を最初していました。今年は少し逆で、そう見込んでいたものが割り当てがこなかったというのが今回、冒頭申し上げましたですね。なかなかこういうことはありませんが、今までは来年度は事業というのは一つ 1 億円のを 5 か年でやりましょうといった場合は、2,000 万ずつ 5 年できます。これまでのやり方です。それは毎年大体同じくきますので、大体毎年同じ予算の組み方をします。今年も、そう組みました、予算要求しました。ところが、今年は割り当てが少なかった。やっぱり、いろんな政権の問題、あるいは公共事業費の削減、そういったものに入ったわけです。これ日本全国、各市町村の事業で違いますが、同じ考えです。したがって、補助対象から外れたものについては、では、じゃ一般財源もやめましょうといった場合は給料を払えないことになります。よって、一般財源で振り替えるということになりますので、ご理解を賜りたいと思います。これが復活できれば、この予算は、また元に戻してということになりますが、今のところいろいろお聞きしましたが、なかなか復活はできませんということで、今回整理したいということでございます。

第 2 番目、実施設計として事前に説明していただきたい。当然でありますので、い

ろんな意味で、都市計画審議会、あるいは建設常任委員会とか、いろいろ総体のお話をしてきましたね。事細かに例えば、これはこうしたいということが全部いければいいですが、そういうわけにはいきません。よって、これは途中において執行部と言いますか、私が執行権ありますので、いろんなことを案を作って、そしてやっていきたいということでお任せいただいている部分があります。しかし、議員言われるように、やっぱりいろんな声を吸い上げて、良い物を作りたい、これも同じ意味でありますので、できる限り意見を聞いておきたい。これは議会のみならず、例えば駅前の、例えば広場についてこういった意見があるとするならば、皆様、議員の皆様方、あるいは、どなた様でも意見を言っていただいて、そして、それを日常としてとらえて、この4回ある議会において次の予算を獲得したり、あるいは形にしていきたいという制度ありますので、100%ご説明できないのはちょっと申し訳ありませんが、日常の中でいろいろご意見をいただいて、そして、それを形にしていきたいというスタンスでいますので、ひとつ是非ご理解をいただきたいと思います。と思っています。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） こういう補助事業の中にいろんな人件費等が含まれて、それは分かっているんです。6月もそれ言ったんですけど、ただ、足りないから一般財源からそれを出しますと、それは制度ですよと言ったから私言ったんですよ。そんな制度ないですよ。当然給料払うんだから、一般財源からそれは出しますよというのなら分かりますよ。これは制度ですよと答えているから、なんで足りない分を一般財源だと、そこまで制度になっているわけがないんですよ。

それから、実施設計の話なんだけど、私たちはいろいろ提案しています。審議会もやりました。いろんな意見も出しました。その結果、分からないんですよ。どうなっているんだろうな。その都度ちゃんと私は言っているんですよ、決まったり新しい動きがあったら報告くださいよと言っているにもかかわらず、毎回言っているんですよ、皆さんのところには。なんでこういうところで実施設計で予算組んじゃうんだと、その前に何の私たちには知らせもなく、なんで私たちが一般質問をしたり、ここで一生懸命地域のために頑張ろうと思って言っていることに関して、なぜ皆さん無視するんですか。一生懸命やっているんですよ、良い物をつくろうと思って。だれも反対しているわけじゃないんですよ。だったら、なぜ、それに関して報告しないんですかと。ここはとっても大事なことです。だから、こういうふうの本会議でいきなり出してきちゃうんですよ。だから私たちは今まで一生懸命やっていた、みんなで研修して長野まで行った、どうだったんだ、あれは。もし、こういう形で次から次にやっていくのであれば、最初から研修なんて行かない方がよかった。その費用もつたいない、逆に言うと。やる気がないのなら。私たちに報告する気がないのなら。そうじゃなくて、私たちもいろいろ見てきて考えて、良いものをつくろうと一生懸命提案もしているわけじゃないですか。その件はどうなったんですか。その報告がないから言っているんですよ。報告は絶対必要ですよ。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君）　まず一つ。制度として、でも制度の部分もあります。制度、これは地方公務員法と、それから任命した給料を払う義務、これも一つの制度です。ただ、一概に振り替えるのはどうかという意味でいうと、それはほかの財源ないのかということになります。それはもちろん言ったとおりであります。ただ、今のところは人件費に振り替えられる一般財源は補助金、交付金と一般財源のほかはあまりありません。よってガチガチです。ですから、補助対象になって見られる場合にはOK、見られない場合は一般財源を出すしかない。これも一つの制度ではないかというふうに言われますと、それもそうですね。要するに、給与は払わなければならないという制度があるからです。そういった意味でいうと、ちょっと分かりづらいことになったということで、ひとつ、それはよく説明したいと思いますので、それはよろしいですね。

2番目です。研修に行ってきたことが無駄になってしまうのではないかな。もちろん、これは無駄にはできません。せっかく行って、そして都市計画審議会でも今年2回やりましたね、同じことを。そのときに、各議員さんの去年の研修の結果、ずうっと聞き取りをしてそれも生かしました。それまではいいですね。その次にというふうになりますと、全体が都市計画審議会がこんなものでいだろうということでご理解いただける。次は実施設計に入ります。実施設計に入ったときに、議員の言われたとおり、どこで意見を細かく入れたものを発表するかということになりますね。それはやっぱり委員会とか、あるいはご関心が高い人の多分特定の部分ありますよね。そういった部分については、よくお話をお伺いしたいというふうに思っております。ですから、トータルでという場合等もありますので、それは日々接触できる中でということと、例えば委員会であの部分の少し説明していただきたいというのであれば、もちろんやっていきたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（高木信嘉君）　13番森健一君。

○13番（森 健一君）　私が言ったのは、工事費の中で付けたものが、たまたまそういうわけで削減されてしまったと。だったらほかの方法はないのかとか、いろいろ見て調べていろいろやったと。どうしても一般財源しかない、だから一般財源からということで給料を払うことにしたと、それは全然私理解しているんです。ただ、制度で決まっているみたいな言い方で一般財源がいくんですよという。だから、一般財源というのはそういうものじゃないよと。何回も言うけど、財政が厳しい中で、どうしても切磋琢磨しているわけですよ。だから、それはもう制度だから払いますよと言っちゃったら、何でもそこから入っていっちゃう。その前に、いろいろ調査したり、頑張って努力したり、ほかの方法はないか考えたうえで、どうしてもなかったの、これは使いましたと言うんだったら私も理解しますよ。最初から制度ですから使いましたと言ったから、そんな制度はないですよ。

それから、委託費の実施設計に関しても何の説明もないんですよ。だから何回も言うけど、本会議バシッと出てくるんですよ。この中でも一般質問した人がたくさんいます。また委員会もいます。そういう人たちに、なんで一言こういうことだということ聞かないんですかと、今までやってきたのに。いきなり、こうだから問題が起き

るんでしょう。それは前から言っているでしょう、これ。そういう制度やめてください。ちゃんと報告して、私たちも協力して、知恵を絞って、なんとか良いものをつくりたいんですよ。だから言っているんですよ。どうしてもよかったら構わないんですよ。そうじゃなくて、50年、100年続くわけですから、良いものをつくってほしいんですよ。だから一生懸命、我々も考えているんですよ。それが全然入ってこないで、実施設計になりました、設計入っちゃったからもう変更できません、いつものやり方だと、議員は何だったのか。そうすると住民の声が入っていかないんですよ。それではまずいでしょうと。なんで、こういうところに報告してこないんだと、それを言っているんですよ。

◎休議の宣告

○議長（高木信嘉君） これより午後3時45分まで休憩いたします。

（午後3時25分）

◎再開の宣告

○議長（高木信嘉君） 再開いたします。

（午後3時45分）

○議長（高木信嘉君） ここで議長より報告いたします。

後藤功議員より、先の質疑に対する資料の配付の依頼がありましたので、配付しておきました。

休憩前に引き続き議案第58号に対する質疑を続行します。

13番森健一君の質疑に対する答弁を求めます。村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 予算上げると同時に、内容についての意見の打ち合わせをして良いものをつくっていききたいということは同感でございます。これまでいろんな全員協議会、あるいはそういった手法でもやってきましたが、今、委員会がございますので、議会の方とそのやり方についてどういった方向がいいのかということと相談して、そして意見、あるいは説明、このやりとりをして良いものをつくっていきくと、そういう形にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） 1番目の給料とか工事費に関しては、いろんなものをいろいろ探してみても、いろいろ汗かいて考えた、思案した、その結果どうしても一般財源になってしまったというのであれば私も了解しますので、最初から、これは制度ですから一般財源を使いましたよという、その考え方は間違っていますので、これははっきりさせておきます。

それと、今の委託料に関して、実施設計に関してもですけど、今回はこういう形で出ってしまったので、これをどうこう言えませんので、村長が言ったように各委員会がありまして、また一般質問している議員さんもいるので、その仲間にもきちっと説明する、そういうことと、ある程度今度はお互いルールじゃなくても、きちっとした形を作るべきだと思うんで、是非執行部と議運、また議長も含めて検討していただきたいと思っておりますので、これで私の質疑を終わります。

○議長（高木信嘉君） ほかに質疑ありませんか。

7番秋山和男君の質疑を許します。

○7番（秋山和男君） 7番、議案58号について質疑いたします。

先ほど12番議員の質疑の内容についての不足でございますが、ページ数は37ページ、第10款の教育費、目の3体育施設費、節の15工事請負費でございますが、野球場サブグラウンドバックネット建替工事費の135万7,000円、この件につきましてどういった内容か、ご説明お願いいたします。

○議長（高木信嘉君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤清一君） 秋山議員の質疑にお答えいたします。

野球場サブグラウンドバックネットの取替工事でございますが、今の施設を腐食等によりまして使えないので撤去しまして、コンクリートポールを立てて、そこにネットを張るというような計画でおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高木信嘉君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 今の説明ですと、今のバックネットを壊して、また新たにということでございますが、取り壊し代と、それから建て替え代の金額等について、ご説明お願いいたします。

○議長（高木信嘉君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤清一君） 取り壊しと建て替え代ですが、今のところ全体の工事費として135万7,000円という見積もりをいただいているので、中身の取り壊しが幾ら、建て替えが幾らというのは今ちょっとここに資料がございませんので、全体で135万7,000円ということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高木信嘉君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） あのバックネットの件に関しましては、平成10年8月27日の災害等のときに多分に民地の田んぼの土手が崩れてサブグラウンドの方に水が回って、それからずうっと今現在に至っておって、なぜ腐ったかという、コンクリの基礎部分の上に土石が約10センチ詰まっていたから壊れたのは間違いないと思ひます。そういったことで、何人かの人が結局職務怠慢といったことを指摘しておりますが、今現在もセンターのバックスクリーンの後ろから雨が降るとサブグラウンドの方に流れてバックネットの方に溜まるといった現状でございます。そういったことで、今もその現状は続いております。それで、建て替えるのは仕方がないとして、その建て替える場所、それからポールを立ててネットということですが、そういったことに対して専門の、あそこで野球をやっている人、それからソフトをやっている人、そういった人たちのご意見を聞いたか聞かないか、ご質問いたします。

○議長（高木信嘉君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤清一君） 専門の人たち、野球を実施している人たちに聞いたかという質問でございますが、野球を実施している方には聞いておりませんが、スポーツ用品を販売している村上スポーツですか、それらの意見なんかも聞いて、まずは腐食

しないようなものでやってはどうかと。それとネットの強度ですか、それがそういうボールに適しているかどうか、それらを聞いて、このような金額を算定したわけでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 結論から申し上げますと、私も、あそこで常に子どもたちと1週間に4日接しております。そういった中で、今のままでバックネットをあそこに造られても子どもたちが今の段階では、ボール拾いに行くのに、あその鉄のネットを越えていくような事態がございます。そして、スパイクを履いていますので、そこを越えるということは当然頭から落ちたりなんなりする可能性も十分にあります。ですから、こういったことで、もしバックネットを造るとすれば、きちっと、やっぱり桜の前にネットを張っていただいて、今後10年、20年、そういったことで子どもたちのケガ、また本当により良い野球場をつくっていただくにはと思っているんですが、その辺の検討をお願いいたします。

○議長（高木信嘉君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤清一君） 工法についてもコンクリートボールを使うというような形で、増水しても今度は錆びるといふ、腐食するということは解決されると思いますので、ネットについてはその使用期限とか、そういうのが出てくるかと思えますけれども、それからボールが出た場合、現状でも低い、そのドアのようなネットがございますので、それらが利用できるかどうかとも検討しながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○7番（秋山和男君） 了解です。

○議長（高木信嘉君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第58号「平成22年度西郷村一般会計補正予算（第2号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高木信嘉君） 挙手全員であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第59号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第7、議案第59号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(高木信嘉君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第59号「平成22年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」

本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(高木信嘉君) 挙手全員であります。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第60号に対する質疑、討論、採決

○議長(高木信嘉君) 続いて、日程第8, 議案第60号に対する質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(高木信嘉君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(高木信嘉君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第60号「平成22年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」、

本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(高木信嘉君) 挙手全員であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第61号に対する質疑、討論、採決

○議長(高木信嘉君) 続いて、日程第9, 議案第61号に対する質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(高木信嘉君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(高木信嘉君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第61号「平成22年度西郷村介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(高木信嘉君) 挙手全員であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎報告第4号に対する質疑

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第10，報告第4号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で、報告第4号「平成21年度西郷村財政健全化判断比率の報告について」は、終了いたします。



◎報告第5号に対する質疑

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第11，報告第5号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で、報告第5号「平成21年度西郷村公営企業資金不足比率の報告について」は、終了いたします。



◎議案第62号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 続いて、追加日程第1，議案第62号に対する質疑を許します。

15番大石雪雄君の質疑を許します。

○15番（大石雪雄君） 議案第62号、西郷村教育委員会委員の任命について、質疑したいと思います。

人事案件で上がったきた方には、私は何も言う資格はないと思います。ただ、この教育委員を選任に当たっての長い歴史の議員生活の中でいろいろお話を聞く中で、学区別に教育委員を置くという答弁をいただいたことがあります。というのは、休議中に組織ということで、教育委員の組織ということで、教育委員会は5人の委員をもって組織するということで第3条に載っております。ですから、5人の中の1人だということでそれは認識するんですが、この議員生活の中で、たまたま西郷村が西郷村になる前にいくつかの学校があって、その中でも分校が廃校になって、今残っている小学校が5校だということで、5人の教育委員を学区別に配置していくんだということで答弁をいただいた記憶があるわけですね。そういう中で、今回この方を見ると、熊倉小学校学区だと。そうすると、熊倉小学校学区に3人の教育委員が集結してしまうというところから考えると、村長の人事案件の姿勢というか、心得というか、覚悟というか、そういう観点の下に立つと、どういうことを人事に関して注意しているのか最初にお伺いしたいなと、そのように思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 15番大石議員の質疑にお答えします。

この選任に当たりましては、もちろん地域とか、いろんなことを頭に置いてということをやっているつもりでございます。もちろん、地域に根ざした特異なこともございましょうし、あるいはこれまでもそういったことも当然あったらと思います。今後とも当然だろうと思います。ただ、そこだけに拘泥するということができない場合

もあるだろうと思いますし、全体的にやっぱり村の全体に目をを通して、かつ選定の中にあるような、法律で書いてあるようなことがクリアできるといったことであるということから、両方にらんでいきたいと思いますが、今回はそういった結果になったわけでございます。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 更に質疑いたします。

人事は村長の最大の特権だということで、何ら口出すつもりもありませんし、そういう気持ちでいつも接しております。ただ、昨今、近い角度で見たときに、川谷小学校、中学校の生徒数を見て、中学1年生が3人だと、そして小学生でクラスを見ても数名だというときに、どうなんだろうと。学校サイドの父兄は、教育委員がいない中で今後石川町あたりでは統合を騒いでおります。少数の学校はもう既に統合した方がいいんじゃないかというふうな騒ぎもあります。ですからといって、西郷村の川谷をどこどこの小学校と統合しろという話ではないですが、財政が厳しい折になって、難題する問題が多い中で、教育委員が地域にいなかったらば、村長自ら、また教育長自らが学区外から子どもを募集しなきゃ学校が成立しないという段階が起きてくるだろうと、もっともっと起きてくるだろうと。そういうときに地元の教育委員がいれば、身近な人がいれば、行政自体も楽なんではないかなと思うんですが、その辺について村長の方にもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お話の向き、ごもっともだと思います。それをクリアできると思いますか、乗り越えることができる能力、あるいは目の配り方、いろんなことを判断して、それに対応していきたいと思っております。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） これ以上質疑するつもりはありません。ただ、自分の考えとして、おれがもし、おれに人選しろと言われたとすれば、私は学区別に置きます。というのは、1番議員が質問したカリキュラムが変わっていくと、ゆとり教育から詰め込み教育に変わると、既に東京都をはじめに、更に宇都宮市も今議会で土曜日は授業だということで議会で決定したそうです。そういう中で、地域の方々にお世話にならなくては土曜日の授業もままならない、その授業をどういう授業に持っていくかという、土曜日ですから、国は学校は週五日制にしろという中での土曜日授業ということは国に反しているということで、授業参観の形で授業をするそうです。だから、父兄はいつも行ってなきゃならないという形を取るそうです。ですから、そういう中で説得したり問題が起きたときには、身近にいる教育委員がいれば問題が小さくて済むんじゃないかと私は思うんであります。そして、更に農業委員会も見てご覧のとおり地域別に分かれてきているということは、それは形を変えれば、やはり農業の問題は地域の代表が意見を持っていった方が身近な方に接するという意味で私はそういうふうになっているのかなと思うんですが、今回上がったものに対して取り下げろということはしませんから、言いませんから、今後、村長も長く村長を経験すると思いま

すから、ですから頭のどこかに置いておいて、思い出して人選していただけるようにしたらいいんじゃないかなと思うんで、答弁は要りませんから、頭にだけ置いておいていただきたいと。私も私自身が長く議員でできればいいんですが、できないとすれば村長に申し送りの的なものになりますけれども、そういうことで質疑を終わります。

答弁は要りませんから。

○議長（高木信嘉君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第62号「西郷村教育委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高木信嘉君） 挙手全員であります。

よって、議案第62号は、原案に同意することに決定いたしました。

◇

◇

◇

◎請願・陳情に対する委員長報告（6件）

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第12，請願・陳情に対する委員長の報告を求めます。

陳情第3号並びに請願第5号より請願第7号に対する産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、13番森健一君。

○産業建設常任委員長（森 健一君） 13番、産業建設委員長、審議報告いたします。

産業建設常任委員会に付託されました継続審議陳情書1件、請願3件につきましては、9月8日、11時40分より第二会議室において全員出席の下、委員会を開催し慎重審議しました。

結果としまして、前回の第2回に付託されました陳情第3号「羽太グリーンタウン造成工事に伴う残土排出物の処分による原状回復工事の陳情書」につきましては、なお引き続き調査が必要と認められましたので、継続審議と決しましたことを報告いたします。

請願第5号「米価の大暴落に歯止めをかけるための請願」、これにつきましては、採択すべきものと決しました。

請願第6号「免税軽油制度の継続を求める請願」、これにつきましても採択とすべきものと決しました。

なお、請願第7号「EPA・FTA推進路線の見直しを求める請願」、これにつきましては不採択とすべきものと決しましたので、ここに報告いたします。

○議長（高木信嘉君） 続いて、請願第3号、請願第4号に対する文教厚生常任委員長の

報告を求めます。文教厚生常任委員長、6 番仁平喜代治君。

- 文教厚生常任委員長（仁平喜代治君） 6 番、文教厚生常任委員長、審査報告をいたします。

文教厚生常任委員会に付託されました請願 2 件につきましては、9 月 8 日、午後 2 時より第二会議室において全員出席の下、委員会を開催し慎重審議の結果、請願第 3 号「複式学級解消、小規模学校における教職員の配置基準の改善を求める意見書提出方の請願」並びに請願第 4 号「2011 年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書提出方の請願」、この 2 件につきましては、採択すべきものと決しましたので、ここに報告いたします。

- 議長（高木信嘉君） 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を許します。

16 番室井清男君。

- 16 番（室井清男君） 請願第 7 号に対してお伺いしたいんですが、これを採択に決さなかった理由はいったい何なんでしょうか。これは説明していただければ幸いです。以上です。

- 議長（高木信嘉君） 産業建設常任委員長、13 番森健一君。

- 産業建設常任委員長（森 健一君） 請願 7 号の不採択の理由なんですけれども、今般、この不況、世界大不況になりまして、大変ないろんなことで製造業も農家もそれぞれが困っている状況であります。この中で、米だけを関税をすることによって、じゃ今後ずっとそれができるのかというと、そうでもない。逆に世界と渡り合えるような農家をつくるべきだという意見が圧倒的だったものですから、そういう意見も出ました。そういうことで、今後、自立できる農家を支援すべきだということで前向きの意見が多かったものですから、そういう結果として不採択となりました。

- 議長（高木信嘉君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

- 議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

- 議長（高木信嘉君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をします。

まず、継続審査に関わる陳情第 3 号を採決します。

陳情第 3 号に対する委員長の報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

- 議長（高木信嘉君） 挙手全員であります。

よって、陳情第 3 号は、継続審査と決定いたしました。

◎休議の宣告

- 議長（高木信嘉君） ここで暫時休憩いたします。

(午後 4 時 1 4 分)

◎再開の宣告

○議長（高木信嘉君） それでは、再開いたします。

(午後 4 時 1 5 分)

○議長（高木信嘉君） 続いて、請願第 7 号に対する採決を行います。

請願第 7 号に対する委員長の報告は不採択すべきものであります。したがって、原案について採決いたします。

本請願は採択することに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手少数)

○議長（高木信嘉君） 挙手少数であります。

よって、本請願は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（高木信嘉君） 続いて、請願第 3 号より請願第 6 号までの 4 件を一括採決いたします。

4 件に対する委員長の報告は、いずれも採択すべきものであります。委員長報告のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（高木信嘉君） 挙手全員であります。

よって、4 件は、いずれも採択と決定いたしました。

◇

◇

◇

◎発議第 6 ～発議第 9 号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第 1 3，発議第 6 号より日程第 1 6，発議第 9 号までの 4 議案を一括して議題といたします。

皆さんにおはかりいたします。

発議第 6 号より発議第 9 号は、ただいま採択されました請願に伴う意見書提出の議案でありますので、議案の朗読、提案理由の主旨説明を省略し、一括して議題氏、更に質疑、討論につきましても省略して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（高木信嘉君） 異議なしと認めます。

よって、これより採決を行います。

発議第 6 号より発議第 9 号までの 4 議案を、一括して採決いたします。

4 議案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（高木信嘉君） 挙手全員であります。

よって、4 議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎各委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の件

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第 1 7 から日程第 2 0 までの各常任委員会の所掌事

務及び所管事務調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各常任委員長から会議規則第75条の規定により所掌事務及び所管事務調査について閉会中の継続審査の申し出がございました。

おはかりいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（高木信嘉君） 挙手全員であります。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

◎議員の派遣について

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第21、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第122条の規定により、議員の派遣について議会の議決を求めるものです。

おはかりいたします。

お手元に配付したとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（高木信嘉君） 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

◇

◇

◇

◎例月出納検査結果報告

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第22、例月出納検査結果報告を求めます。

代表監査委員、鈴木光明君。

○代表監査委員（鈴木光明君） 例月出納検査の結果報告を申し上げます。

平成22年5月期から平成22年7月期までの3か月分につきましては、皆さんのお手元に配付したとおりでございます。

以上で、例月出納検査結果の報告を終わります。

○議長（高木信嘉君） 報告が終わりました。

◇

◇

◇

◎閉会の宣告

○議長（高木信嘉君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、平成22年第3回西郷村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午後4時20分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 22 年 9 月 17 日

西郷村議会 議長 高 木 信 嘉

署名議員 室 井 清 男

署名議員 鈴 木 宏 始

署名議員 佐 藤 厚 潮（9 月 15 日分）